福祉等関係

•	営	利	法	人	に	ょ	る	施	設	介	護	サ	-	ビ	ス	の	経	営	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	88
•	施	設	介	護	事	業	に	関	す	る	情	報	公	開	等	の	推	進	`	褔	祉	オ	ン	ブ	ズ	マ	ン	の	設	置	•	•	•	•		89
•	介	護	施	設	に	関	す	る	広	告	規	制	の	緩	和	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•		90
•	介	護	支	援	専	門	員	(ケ	ア	マ	ネ	_	ジ	ヤ	_)	の	資	格	要	件	の	緩	和	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	91
•	訪	問	介	護	の	介	護	報	酬	に	お	け	る	3	類	型	の	在	IJ	方	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		92
•	遠	隔	介	護	の	指:	定人	居	宅 -	サ ·	– t	<u> </u>	ス!	えて	ゞ 扌	旨词	三月	星宅	介)譲	支	援	ح	し	て	の	位	置	づ	け		•	•	•	•	93
•	介	護	保	険	制	度	に	お	け	る	褔	祉	用	具	提	供	事	業	者	۲	な	る	た	め	の	条	件	(専	門						
	相	談	員	数)	の	緩	和	•	•	•		•	•	•	•			•		•	•	•	•	•	•				•		•	•	•		94
•	介	護	保	険	の	給	付	対	象	ح	な	る	福	祉	用	具	等	の	指	定	制	度	の	弾	力	化	•		•		•	•				95
•	訪	問	介	護	員	養	成	研	修	の	講	師	要	件	及	び	実	習	施	設	の	緩	和	•	•	•		•	•			•	•	•		96
•	指	定	居	宅	サ	_	ビ	ス	事	業	所	に	お	け	る	サ	_	ビ	ス	提	供	責	任	者	の	配	置	基	準	の	緩	和	•	•	•	97
•	福	祉	器	具	- <u>J</u>	更生	ΕÞ	并 值	動省	旨(ひほ	建厚	更信	呆阝	食 抟	見貝	[] [i	こ 基	ŧ :	ブ 〈	〈浴	至谷	国月	月!) -	7 H	- σ.)貨	j L	5 万	ኔ ር),				
	購	入	の	基	準	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•				•	•	•	•			•	•	•	•	•	•		98
•	介	護	保	険	の	適	用	除	外	届	^	の	本	人	捺	印	の	省	略				•			•						•				99
•	保	育	サ	_	ビ	ス	の	供	給	の	拡	大	等	•	•	•		•	•	•			•	•	•	•			•	•				•	•	100
•	延	長	保	育	等	の	推	進	•	•		•		•	•	•		•	•	•			•	•	•	•			•	•				•	•	101
•	保	育	所	の	情	報	提	供	•	第	Ξ	者	評	価	•			•					•	•	•				•	•				•	•	102
•	公	立	保	育	所	の	民	間	^	の	運	営	委	託				•					•	•	•	•			•	•				•	•	103
•	保	育	所	۲	幼	稚	悥	の	連	携	強	化		•				•					•	•	•	•			•	•				•	•	104
•	保	育	所	の	定	員	の	弾	力	化	•		•		•	•				•						•	•	•		•	• (•		105
•	認	可	外	保	育	施	設	^	の	届	出	制	の	導	入	等	•				•		•	•	•									•		106
•	保	育	の	利	用	に	係	る	制	度		•	•	•				•					•	•	•									•		107
•	保	育	所	入	所	要	件	の	撤	廃		•	•	•				•					•	•	•									•		108
•	保	育	に	関	す	る	規	制	緩	和	の	周	知	徹	底			•					•	•	•					•				•		109
•	保	育	所	の	設	置	認	可	•			•	•	•				•					•	•	•									•		110
•	保	育	所	運	営	費	を	通	U	た	施	設	整	備	補	助											•		•	•	•				•	111
•	保	育	所	の	設	置	基	準	等	(そ	の	1)									•				• •	•		•	• •					112

•	保	育	所	の	設	置	基	準	等	(そ	の	2)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	113
•	保	育	所	の	設	置	基	準	等	(そ	の	3)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	114
•	保	育	所	分	悥	の	推	進	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	115
•	学	童	保	育	(放	課	後	児	童	健	全	育	成	事	業)	の	拡	充	(そ	の	1)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	116
•	学	童	保	育	(放	課	後	児	童	健	全	育	成	事	業)	の	拡	充	(そ	の	2)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	117
•	障	害	者	施	策	に	お	け	る	支	援	費	制	度	に	お	け	る	不	服	申	立	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		118
	補	装	具	交	付	事	務	に	係	る	明	瞭	な	ガ	1	ド	ラ	1	ン	の	不	在	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	119
•	社	会	福	祉	法	人	に	対	す	る	行	政	指	導	上	の	規	制	緩	和	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	120
•	介	護	保	険	型	社	会	福	祉	法	人	の	構	築	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	121
	社	会	福	祉	協	議	会	の	役	割	の	見	直	U	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		122
	社	会	福	祉	法	人	の	設	立	要	件	ゃ	経	営	上	の	規	制	の	緩	和	(そ	の	1)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	123
•	社	会	福	祉	法	人	の	設	立	要	件	ゃ	経	営	上	の	規	制	の	緩	和	(そ	の	2)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	124
•	社	会	福	祉	法	人	တ	資	金	調	達	手	段	တ	多	樣	化	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	125
•	社	会	福	祉	法	人	の	評	議	슷	設	置	義	務	の	見	直	U	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	126
•	定	給	付	企	業	年	金	制	度	に	関	す	る	規	制	緩	和	(+	ヤ	ツ	シ	ュ	バ	ラ	ン	ス	プ	ラ	ン)	•	•	•	•	127
	企	業	年	金	の	ポ	_	タ	ビ	IJ	テ	1	の	さ	5	な	る	拡	大	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	128
•	確	定	定	給	付	企	業	年	金	တ	支	払	保	証	制	度	の	創	設	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	129
•	厚	生	年	金	基	金	等	か	5	確	定	給	付	. (確	定定	2 拠	l H	1)	年	金	<u> </u>	σ) 移	3 行	j li	手に	_ 	s 1.	t a	s É	1 #	3 度	麦を	Ē	
	高	め	る		•	•			•	•	•	•	•	•			•	•	•		•					•		•		•		•	•		•	130
•	生	年	金	基	金	の	加	算	部	分	に	お	け	る	選	択	_	時	金	တ	г	9	0	%	ル	_	ル	J	の	廃	止	•	•	•	•	131
•	厚	生	年	金	基	金	の	代	議	員	`	理	事	`	理	事	長	`	監	事	の	選	出	に	指	名	制	度	も	併	用		•	•	•	132
	厚	生	年	金	基	金	の	規	約	の	変	更	に	係	る	認	可	要	件	の	見	直	U	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	133
	厚	生	年	金	基	金	の	月	例	監	查	の	四	半	期	化	•	•	•	•	•		•	•		•		•	•	•			•	•		134
	厚	生	年	金	基	金	の	決	算	早	期	化	•	•	•		•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•		135
•	厚	生	年	金	基	金	の	給	付	水	準	引	下	げ	に	関	す	る	要	件	の	見	直	し	۲	手	続	き	の	透	明	化	•	•		136
	厚	生	年	金	基	金	間	の	権	利	義	務	の	移	転	•	承	継	に	関	す	る	条	件	緩	和	•			•		•	•	•	•	137
•	厚	生	年	金	基	金	間	に	お	け	る	権	利	義	務	移	転	に	関	す	る	要	件	の	見	直	U	•		•	•	•	•	•	•	138
	厚	生	年	金	基	金	に	お	け	る	遺	族	_	時	金	給	付	の	対	象	者	要	件	の	見	直	し									139

•	厚	生	年	金	基	金	の	代	行	部	分	۲	企	業	加	算	部	分	の	分	離	裁	定	の	容	認	•	•	•	•	•	•	•	•	•	14	0
•	厚	生	年	金	基	金	に	係	る	業	務	報	告	書	の	提	出	頻	度	の	見	直	U	ح	報	告	書	樣	式	の	簡	素	化	•	•	14	1
•	受	給	者	の	デ	_	タ	照	会	に	関	す	る	オ	ン	ラ	1	ン	化	の	推	進	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	14	2
•	社	会	保	険	庁	に	ょ	る	裁	定	未	請	求	者	の	住	所	情	報	の	提	供	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	14	3
•	玉	民	年	金	•	厚	生	年	金	保	険	老	龄	給	付	裁	定	請	求	書	の	簡	素	化	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	14	4
•	厚	生	年	金	保	険	の	届	出	事	務	の	簡	素	化	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	14	5
•	社	会	保	険	事	務	所	の	情	報	処	理	シ	ス	テ	ム	の	改	善	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	14	6
•	厚	生	年	金	関	係	の	届	出	•	書	類	保	存	の	電	子	デ	-	タ	化	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	14	7
•	標	準	報	酬	月	額	の	随	時	改	定	見	直	U	(随	時	改	定	の	廃	止)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	148	8
•	围	民	年	金	の	公:	費:	負	担1	化	•	•	•	•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	14	9
•	衬	上会	;保	引导	声伟] 度	間	σ	有	ī 機	纟的	連	携	ے ;	非	効	率	の	是	正	•							•	•							15	0

分 野	福祉等 意見・要望提出者 (社)経済団体連合会ほか 2 団体
項目	営利法人による施設介護サービスの経営
意見・要望等	営利法人による施設介護サービス(特別養護老人ホーム、ケアハウス等)の経営を認める
の内容	べきである。既に民間参入の方向性が出されているケアハウスについては、企業が建設し
	た施設を自治体に売却し、これを企業が借り受けて運営するPFI方式を認めることで、
	社会福祉法人等と同等の条件で参入できるようにすべきである。
関係法令	(特別養護老人ホーム関係)老人福祉法第15条 共管 なし
	(ケアハウス関係)老人福祉法第15条/社会福
	祉法第62条 /「軽費老人ホームの設備及び運営
	について」(昭和47年2月26日社老第17号)
制度の概要	老人福祉法第15条の規定により、営利法人は特別養護老人ホームの設置主体として認め
	られていない。
	ケアハウスについては、社会福祉法第62条の規定による都道府県知事の許可を受ければ
	営利法人も設置主体として認められるが、これまでは、「軽費老人ホームの設備及び運営
	について」(昭和47年2月26日社老第17号)において民間企業等は設置主体として
	位置づけられていなかった。
計画等にお	【規制改革推進3か年計画の5ア 】
ける記載の	「民間企業による特別養護老人ホームの経営参入については、介護保険法施行後の介護
状況	保険サービスの提供状況等の効果を踏まえ、事業の継続性や安定性の確保の可能性など
	を見ていく必要があるが、特別養護老人ホームと同様の要介護者に対応できるようなケ
	アハウスについて、十分な経済的基盤と人的資源を有する民間法人等が都道府県知事の
	許可を受けて運営できるよう検討する。」
	【改革工程表の社会保障分野】
	「ケアハウスについて、設置主体を民間企等に拡大し、PFI等を活用した公設民営型
	による整備を促進する。」
	【改革工程表の規制改革(福祉・保育等)分野】
	「株式会社によるケアハウス等の経営を解禁し、PFI方式を活用した公設民営型によ
	る整備を促進」
対応の状況	措置済・措置予定 検討中 措置困難(特別養護老人ホーム) その他
	措置済(ケアハウス 措置するか否かを含めて検討中
	措置予定 具体的措置の検討中
	(実施時期:13年11月16日)

民間企業による特別養護老人ホームの経営参入については、介護保険法施行後の介護保険サービスの提供 状況等の効果を踏まえ、事業の継続性や安定性の確保の可能性などを見ていく必要があるが、特別養護老 人ホームと同様の要介護者に対応できるようなケアハウスについて、十分な経済的基盤と人的資源を有す る民間法人等が都道府県知事の許可を受けて運営できるよう検討することとされており、以下のように措 置を行ったところ。

- ・平成13年度第1次補正予算において、ケアハウスの設置主体を民間企業等に拡大し、平成13年11 月16日付けで関係通知を改正。
- ・また、同補正予算において、PFI法の枠組みを活用した整備を行う一定の場合における施設整備費に ついて、新たに国庫補助対象に追加したところ。

担当局課室等名┃老健局計画課

			以	工刀脚日
分 野	福祉等	意見・要望提出者	日本労働組合連合会	
項 目	施設介護事業に関する情報公開	等の推進、福祉オンス	ブズマンの設置	
意見・要望等	施設介護事業に関する情報公開	、第三者評価の推進	については、その推進をⅠ	よかる必要が
の内容	ある。利用者の権利擁護をはかる	るため、施設の調査、	勧告等ができる「福祉オ	ンブズマン」
	の設置をはかる。			
関係法令	指定介護老人福祉施設の人員、記	设備及び運 共管	なし	
	営に関する基準(厚生労働省令) 第 4 条、		
	第 2 9 条			
制度の概要	施設介護事業に関する情報公開	等の推進については、	介護サービス事業者が	遵守すべき運
	営基準において、サービスを選	択するための重要事題	頃の書面交付や説明、事詞	業所内への掲
	示を義務づけているところ。			
	また、利用者とサービス事業者	の間に立って、苦情	に至る事態を未然に防止	したり、不満
	や疑問に対応して改善へ向けた	提言を行うことなど	を役割とした介護相談員	員の派遣制度
	(「介護相談員派遣事業」)を	平成12年度に創設し	したところ。	
計画等にお	【規制改革推進3か年計画の5	ア 】		
ける記載の	「市町村に対し、介護サービス	の苦情解決やサービ	スの質の向上のための取れ	組につき、助
状況	言を行うとともに、介護相談員	派遣事業を支援し、介	入護相談員を有効に機能さ	ヹせる。 」
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するかる	55かを含めて検討中	
	措置予定	具体的措置(の検討中	
	(平成12年度より逐次実施)			
/ ±¥ BD \				

施設介護事業に関する情報公開等については、サービスを選択するための重要事項の書面交付や説明、事業 所内への掲示の義務について、利用者による選択等を着実に実施するため、各都道府県の指導監査等におい て、その周知及び適正化を図っているところ。

利用者の権利擁護を図るための取組としては、平成12年度に創設された「介護相談員派遣事業」により、 各市町村における、介護相談員が介護施設等を訪問して、利用者の不満や疑問にきめ細かく対応し、現場で 改善の途を探る取組を支援しているところ。

担当局課室等名 | 老健局計画課・振興課

				•	学工力 街 自 】
分	野	福祉等	意見・要望提出者	(社)経済団体連行	合会
項	目	介護施設に関する広告規制の緩	和		
意見	・要望等	虚偽広告、誇大広告等に関す	る取り締まりの強化	や第三者的な評価機	能の充実を図りつ
の内:	容	つ、医療機関、介護老人保健施	設、医薬品(特に医	療用医薬品)に関す	る広告規制を緩和
		すべきである。			
関係	法 令	· 介護保険法第98条	共管	なし	
		・ 厚生大臣が定める介護老人	保健施設が		
		広告し得る事項			
制度	の概要	介護老人保健施設における広	告については、法律の	ひびこれに基づく厚望	生省告示において、
		施設及び構造設備に関する事項	、職員の配置数、()	医療の内容以外の)	提供されるサービ
		スの種類及び内容、利用料の内	容の広告ができる事具	頁が定められている。	
計画	等にお	なし			
ける	記載の				
状況					
対応の	の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
		措置済	措置するか?	雪かを含めて検討中	
		措置予定	具体的措置(の検討中	
		(実施時期:平成11年3月)			
(説明))				

介護老人保健施設における広告規制の緩和については、医療機関における広告規制の緩和にあわせて措置 を講じたところ。

分野福祉等意見・要望提出者(社)経済団体連合会、(社) 損害保険協会項目介護支援専門員(ケアマネジャー)の資格要件の緩和意見・要望等 の内容介護支援専門員実務研修受講試験の受験資格の要件に保険会社の対人医療査定業務の を加える。
項 目 介護支援専門員(ケアマネジャー)の資格要件の緩和 意見・要望等 介護支援専門員実務研修受講試験の受験資格の要件に保険会社の対人医療査定業務の
意見・要望等の介護支援専門員実務研修受講試験の受験資格の要件に保険会社の対人医療査定業務の
の内容を加える。
関係法令・介護保険法施行令第35条の2 共管 なし
・介護支援専門員に関する省令第1条
制度の概要 介護支援専門員(ケアマネジャー)の実務研修受講試験の受験資格として、保健・医
福祉の分野で合計一定期間の実務経験を有することを求めており、保険会社の対人医
定業務はこれに含まれていない。
計画等にお なし
ける記載の
状況
対応の状況 措置済・措置予定 検討中 措置困難 その
措置済 措置するか否かを含めて検討中
措置予定 具体的措置の検討中
(実施(予定)時期:

介護支援専門員(ケアマネジャー)の実務経験については、ケアマネジャーの業務の中核が要介護者のニーズに合致した介護サービスを盛り込んだケアプランの作成や、サービス提供の調整、対人支援等にあり、高齢者の生活全般を支援するための広範囲にわたる総合的知識のみならず、保健・医療・福祉の現場における実践経験に裏打ちされた知識や調整技術が極めて重要であることから、これらの要件を満たす職種に対象を限定しているところ。

保険会社の対人医療査定業務は、これらの要件を満たすとは言えないものと考えている。

分 野	福祉等	意見・要望提出	者日本労働組合総連合会	
項目	訪問介護の介護報酬における3	 類型のあり方	<u>.</u>	
意見・要望等	訪問介護の介護報酬における	3 類型のあり方に	ついては、不適切利用の是正、	ホームへ
の内容	ルパーの労働条件等の安定化、	サービスの質向上	などの観点から、早急に検討 ^っ	すべきであ
	る。			
関係法令		共宜	質 なし	
制度の概要	介護報酬上、訪問介護サービ	スについては、そ	のサービス内容から 身体介詞	護が中心で
	ある場合、 家事援助が中心で	ある場合、 身体	介護及び家事援助がそれぞれ[同程度行わ
	れる場合、の3つに区分されて	いる。		
	(参考)「指定居宅サー	ビスに要する	費用の額の算定に関す	る基準」
	(平成12年2月10	日厚生省告示第 1	9号)	
計画等にお	【規制改革推進3か年計画の5	ア a】		
ける記載の	訪問介護における身体介護中	心型、家事援助中	心型、複合型の3類型を当て1	はめる際に
状況	判断に迷う例もあること等を踏	まえ、介護保険制	度の見直しの際には、この 3 🤅	類型の区分
	のあり方そのものについて検討	する。		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置する	か否かを含めて検討中	
	措置予定	具体的措法	置の検討中	
(+ ¥ 1 □)	(実施(予定)時期:)		

昨年の10月に立ち上げた社会保障審議会介護給付費分科会において、平成15年4月からの第2期事業計画に向けた介護報酬の見直しについて審議中であり、訪問介護の介護報酬の検討の中で、3類型の在り方についても審議を行っているところである。(訪問介護については、平成13年11月5日に第1回目の審議を行ったところである。)

担当局課室等名 老健局老人保健課

分 野	福祉等	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会	
項 目	遠隔介護の指定居宅サービス及	び指定居宅介護支援。	としての位置づけ	
意見・要望等	テレビ電話、バイタルセンサ	等を用いた介護・看記	護についても、介護報酬の支払いタ	付象
の内容	となるよう、報酬規定の解釈を	拡大すべきである。		
	併せて、福祉用具として、テ	レビ電話やバイタル	センサ等のIT機器を認め、介護幸	设酬
	算定の対象とすべきである。			
関係法令	・介護保険法第17条第17号	、第41条 共管	なし	
	第1項、第46条第1項等			
制度の概要	指定居宅サービスのうち、要	介護者等の居宅を訪問	問して行うこととされている訪問介	·護、
	訪問入浴介護、訪問看護、訪問	リハビリテーション、	、居宅療養管理指導や居宅介護支持	爰に
	ついては、いずれも、要介護者	の居宅を訪問しない均	易合は、介護報酬の対象とならない	١.
	また、介護保険の給付対象と	なる福祉用具には、テ	テレビ電話等はこれに含まれていな	11 。
計画等にお	なし			
ける記載の				
状況				
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その何	他
	措置済	措置するかる	雪かを含めて検討中	
	措置予定	具体的措置(の検討中	
	(実施(予定)時期:)		

前記の訪問系の指定居宅サービスや居宅介護支援は、そもそも要介護者等の居宅において、直接要介護者等に接して行う行為をその内容としていたり、あるいは要介護者等の心身の状況、残存能力、置かれている環境等を把握しなければ適切なサービスが提供できないものであったりすることから、要介護者等の居宅を訪問することが不可欠であり、専らテレビ電話等のみによるサービス提供は不適切である。

また、テレビ電話、バイタルセンサ等は、介護保険法上の福祉用具(心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要介護者等の日常生活上の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、要介護者等の日常生活上の自立を助けるためのもの)に当てはまらないものと考える。

分 野	福祉等	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会	
項目	介護保険制度における福祉用具	提供事業者となるため	の条件(専門相談員数)	の緩和
意見・要望等	介護保険制度における福祉用	具貸与事業者が当該	事業所ごとに置くべき専	門相談員の員
の内容	数の要件(事業所ごとに2人以	上)を緩和し、小規模	関事業者の場合は、1名	でも可能とす
	べきである。			
	併せて、福祉用具専門相談員	を擁する他の事業者の	への福祉用具の取扱い説	明業務の委託
	も認めるべきである。			
関係法令	· 介護保険法第74条	共管	なし	
	・ 指定居宅サービスの事業の	人員、設備		
	及び運営に関する基準第1	9 4 条、 1		
	9 9 条、 2 0 3 条、 2 0 5	条 等		
制度の概要	指定福祉用具貸与事業者は、	事業所ごとに、常勤	換算方法で 2 名以上の専	門相談員(介
	護福祉士等の専門職や特定の講	習会の修了者)を置た	いなければならない。	
	また、指定福祉用具貸与事業	者は利用者の処遇に	直接影響を及ぼさない業績	務(保管・消
	毒)に限り、第三者に委託する	ことができる。		
計画等にお	なし			
ける記載の				
状況				
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するか?	らかを含めて検討中	
	措置予定	具体的措置の	の検討中	
	(実施(予定)時期:)		

福祉用具専門相談員が1名のみである場合は、当該相談員が福祉用具の搬出入のために外出したり、何らかの事情により欠勤したりすれば、事業者は相談員を欠く状態で営業することとなるため、介護保険法に基づく指定事業者として適切なサービスを提供することは困難となる。

また、要介護者等に対し、適切な福祉用具の選択の援助、取付け、調整、取扱説明等を行い貸与する業務は指定福祉用具貸与事業者の業務そのものであるので、これを自ら行わない事業者を指定対象とすることはできない。

分 野	福祉等	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会
項目	介護保険の給付対象となる福祉	用具等の指定制度の引	
意見・要望等	現行の「用具名」による指定	方法を弾力化し、例え	えば、用途・便益・機能等による指定
の内容	┃ ┃とするなど、新たな用具が開発	された場合に、給付え	対象に加えやすい制度にするべきであ
	る。		
関係法令	· 介護保険法第7条第17項。	、第44条 共管	なし
	第 1 項		
	・ 厚生労働大臣が定める福祉	用具貸与に	
	係る福祉用具の種目		
	・ 厚生労働大臣が定める居宅	介護福祉用	
	具購入費等の支給に係る特別	定福祉用具	
	の種目		
制度の概要	介護保険制度においては、要	介護者等が、厚生労働	動大臣が定める福祉用具又は特定福祉
	用具について、貸与を受け、又	は購入したときは、係	R 険給付の対象となる。
	「厚生労働大臣が定める福祉」	用具又は特定福祉用具	:」は、厚生労働大臣告示において「車
	いす」等の種目を規定する形で	定められている。	
計画等にお	なし		
ける記載の			
状況			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	措置済	措置するかる	らかを含めて検討中
	措置予定	具体的措置の	り検討中
		Ĺ	
	(実施(予定)時期:)	

現在、福祉用具は、種目により分類することが一般的であり、介護保険の給付対象となる福祉用具を誰にでもわかるように特定するためには、種目を特定することが適当である。一方、用途、便益、機能等他の要素による分類は一般的とはいえず、利用者等にとってもこれにより福祉用具を特定することは困難である。また、今後、現行の種目に該当しない福祉用具が開発され、保険給付対象とする必要性が認められる場合には、告示改正により柔軟に対応することとしている。

分 野	福祉等	意見・要望	2提出者	(社)経済団体連合会	
項目	訪問介護員養成研修の講師要	件及び実習が	も設の緩和	<u> </u>	
意見・要望等	2級課程修了者であり、相当	の実務経験が	ヾあれば、	講師として認めるべき	である。
の内容	実習施設については、介護実	習の目的を昇	果たすこ	とが可能であれば、通所	型のデイサー
	ビスセンターやデイケアセンタ	ーも認めるべ	ヾきである	3.	
関係法令	· 介護保険法第7条第6号		共管	なし	
	· 介護保険法施行令第3条				
	・ 訪問介護員に関する省令				
制度の概要	訪問介護員となるためには、	各都道府県た	が実施す	る養成研修又は、各都道	府県知事が指
	定する事業者の養成研修を受け	る必要がある	る。都道/	府県知事は、訪問介護員	に関する省令
	で定める基準(研修内容、必要	な講師数等)) を満た	していると判断されるも	のについて行
	われる(都道府県の自治事務)	0			
計画等にお	なし				
ける記載の					
状況					
対応の状況	措置済・措置予定	検討中		措置困難	その他
	措置済	措置	置するかる	Sかを含めて検討中	
	措置予定	具体	本的措置(の検討中	
	(実施時期:平成12年6月)				

訪問介護員に関する省令において、講師については、各課程を教授するのに適当である者と規定しているが、具体的な判断は、研修事業者の指定を行う各都道府県においてなされるものである。

また、介護実習を行う介護施設については、介護実習を行うのに適当な施設として、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等が考えられるが、都道府県知事が実習施設の整備状況等を勘案し、適切な介護実習を行うのに適当と認める施設も含まれる旨について、すでに平成12年6月12日付けの通知においてお示ししているところである。

分 野	福祉等 意見·要望提出者 (社)経済団体連合会
項 目	指定居宅サービス事業所におけるサービス提供責任者の配置基準の緩和
意見・要望等	例えば、サービス提供時間の時間を650時間から1,000時間程度に緩和するなど、
の内容	配置基準を緩和すべきである。
関係法令	・指定居宅サービス等の事業の人員、設備 共管 なし
	及び運営に関する基準第5条第2号、第2
	4条、第28条等
制度の概要	指定訪問介護事業所の訪問介護の目標、具体的なサービス内容を記載した訪問介護計画
	の作成や、利用者の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導等のサービスの内
	容の管理を行う者として、サービス提供責任者の配置を義務づけている。事業所の月の延
	ベサービス提供時間が450時間、又は事業所の訪問介護員の数が10人を超えるごとに
	サービス提供責任者を1人置くこととしている。サービス提供責任者については、介護福
	祉士、訪問介護員1級課程修了者、3年以上実務経験のある訪問介護員2級課程終了者の
	いずれかの要件を満たすこととしている。
計画等にお	なし
ける記載の	
状況	
対応の状況	措置済・措置予定 検討中 措置困難 その他
	措置済 措置するか否かを含めて検討中
	措置予定 具体的措置の検討中
	(実施(予定)時期:
(前阳)	

指定訪問介護の質の確保の観点から、老人福祉制度時代の実績も踏まえ、一定の要件を備えたサービス提供責任者による訪問介護計画の作成や、他の訪問介護員の技術指導を運営基準により義務づけているところであるが、かかる主旨に照らせば、直ちに緩和することは困難と考える。

分 野	福祉等	意見・要望	提出者	E U	
項目	福祉器具 - 厚生労働省の健康保	険規則に基づ	「く浴室月	用リフトの貸与及び購入	の基準
意見・要望等	関連の告示について、一つの	場所(この場	易合は、 語	垂直方向)にのみ移動す	「る浴室用リフ
の内容	トが、確実に健康保険の対象として再び適格となるような解釈を行うこと				
関係法令	· 介護保険法第7条第17項		共管	なし	
	・ 厚生労働大臣が定める福祉。	用具貸与に			
	係る福祉用具の種目(平成	1 1 年厚生			
	省告示第93号)				
	・ 介護保険の給付対象となる	福祉用具及			
	び住宅改修の取扱いについ	て(平成1			
	2 年 1 月 3 1 日老企第 3 4	号)			
制度の概要	厚生大臣の定める福祉用具(日常生活上の)便宜を	図る用具や機能訓練のた	めの用具で、
	日常生活の自立を助けるもの)	を、介護保険	法に基づ	づく指定を受けた事業所	fが貸与した場
	合に、介護保険から保険給付が	なされる。			
計画等にお	なし				
ける記載の					
状況					
対応の状況	措置済・措置予定	検討中		措置困難	その他
	措置済	措置	するか	らかを含めて検討中	
	措置予定	具体	、的措置 <i>0</i>	D検討中	
	(実施(予定)時期:)			

介護保険法に基づく福祉用具貸与の対象品目については、平成11年厚生労働大臣告示第93号において 規定しており、移動用リフトについては、<u>介護保険制度の施行当初より</u>「自力での移動が困難な者の寝台と 車いすとの間等の移動を補助する機能を有するもの」と明記している。また、その解釈として平成12年1 月31日老企第34号において「人を持ち上げ、移動させるもの」としており、これは、その機能の<u>いずれかではなく両方</u>を持ち合わせているものを対象とする趣旨であり、垂直移動のみではなく水平移動も可能であるものを介護保険の給付対象としている。

なお、昨年の10月に立ち上げた社会保障審議会介護給付費分科会において、平成15年4月からの第2期事業計画に向けた介護報酬の見直しについて審議中であり、福祉用具貸与の対象品目等についても審議を行うこととしている。

分 野	福祉等	意見・要望提出者	経団連		
項目	介護保険の適用除外届への本人捺印の省略				
意見・要望等	介護保険適用除外届への本人	による署名あるいは	本人捺印を不要とし、事業主印のみと		
の内容	すべきである。				
関係法令	健康保険法施行規則第17条	の 2 共管	なし		
制度の概要	40歳以上65歳未満の被保	険者又は被扶養者のう	うち、国内に住所を有しないもの等は、		
	介護保険の第2号被保険者とな	らない。このため、	4 0 歳以上 6 5 歳未満の被保険者又は		
	被扶養者が介護保険の第2号被	保険者に該当しなく	なったときは、被保険者は、一定の事		
	項を事業主を経由して社会保険	事務所長等に届け出る	るものとされている。		
計画等にお	該当なし				
ける記載の状					
況					
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他		
	措置済	措置するかる	らかを含めて検討中		
	措置予定	具体的措置の	の検討中		
	(実施(予定)時期:)			

介護保険適用除外等該当非該当届は、被保険者又は被扶養者が国内に住所を有しなくなった場合等に必要な届出であり、これに該当したかどうかは、事業主が把握しがたい場合もあることから、被保険者が事業主を経由して提出する届出となっている。このため、介護保険適用除外等該当非該当届には、届出者である被保険者の記名押印又は自署を求めているものであり、これを不要とすることは、困難である。

なお、被保険者が自ら署名した場合には、被保険者の記名押印を不要としており、被保険者の負担軽減を 図っている。

育児休業は、被保険者が事業主に申し出て取得することから、保険料免除のための育児休業取得者で申立書の提出は、事業主からされており、その際、届出者である事業主の記名押印を求めており、被保険者の記名押印又は自署を不要としている。

担当局課室等名┃社会保険庁運営部医療保険課

分	野	福祉等	意見・要望	望提出者	日本労働組合総連合会	
					東京商工会議所	
項	目	保育サービスの供給の拡大等				
意見・	要望等	・ 保育サービスの供給の拡大	を図るべき。			
の内容	容	・ 保育所の整備を強力に進め	待機児童の触	解消に努め	りるべき。	
		・ 保育指導者・従事者に対す	る訓練・研り	修制度の	整備のために予算措置を	早急に行うべ
		き。				
関係	法 令	なし		共管	なし	
制度の	の概要	・ 従前より、新エンゼルプラ	ン及び各般の	の規制緩和	和措置等により、保育サ	ービスの供給
		の拡大を図っているところ。				
		・ 保育士の研修に係る費用に	ついては、ほ	死に予算指	昔置しているところ。	
計画	等にお	【改革工程表の社会保障分野の	Ø(1)0)]		
ける	記載の	保育所待機児童ゼロ作戦を	推進する。			
状況		・約5万人の受入れ増に対応	する保育所道	重営費。		
		・保育所緊急整備。				
		・保育所について、PFI等	を活用したな	公設民営型	型保育所の施設整備の補	助対象化。
		・送迎保育ステーションや駅	前保育施設の	D整備。		
対応の	の状況	措置済・措置予定	検討中		措置困難	その他
		措置済		置するかる	らかを含めて検討中	
		措置予定	具月	本的措置の	の検討中	

保育所待機児童ゼロ作戦を推進するため以下の対応を行ったところ。

- ・ 平成14年度中の約5万人の受入れ増に対応する運営費(14年度予算:142.3億円)
- 保育所緊急整備費(13年度第一次補正予算:109.5億円、13年度第二次補正予算:100.1億円、14年度予算:155.8億円)
- ・ 公設民営型保育所の施設整備の補助対象化(13年度第一次補正予算)
- ・ 保育士資格の法定化等保育サービスの質の向上に向けた児童福祉法の改正(13年臨時国会) 保育士の研修に係る経費については、平成14年度予算においても計上。

分 野	福祉等	意見・要望提出者	日本労働組合総連合会他2件
項目	延長保育等の推進		
意見・要望等	延長保育、休日保育、病後	時保育等多様な保育こ	ニーズに柔軟に対応すること。
の内容	・ 件数払い方式を推進するこ	と。	
関係法令	なし	共管	なし
制度の概要	延長保育、休日保育、病後時	保育等については、ゴ	平成 11 年 12 月 19 日に、大蔵・文部・
	厚生・労働・建設・自治の6大	臣の合意により策定る	された「重点的に推進すべき少子化対
	策の具体的実施計画(新エンゼ	ルプラン)」に基づき	計画的に推進している。
計画等にお	定員要件緩和後の夜間保育所	の設置状況や延長保育	育の推進状況等を踏まえつつ、夜間の
ける記載の	保育需要に対する施策を推進す	る。また、休日保育に	こついても、計画的に推進する。
状況			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	┃ ┃ 措置済 ┃	措置するか習	いを含めて検討中
	│	具体的措置の	
			レプラン(平成 11 年 12 月 19 日策定)
			算においても延長保育等の前倒し的計
上を図る 	るとともに、一時保育を件数払い ***		
/rr.		F度予算	16年度目標
	年齢児の受入れの拡大 長保育の推進 1	64.4万人 0,000か所	68万人 10,000か所
	では自の推進 日保育の推進	0,000が所 450か所	10,000か所 300か所
	ロ保育の推進 幼児健康支援一時預かり	350 市町村	500 市町村
	めた健康又接一時度がり 5後児保育)の推進	000 Ih m 1 1 1	300 ih ա113
	•	1,400か所	3,000か所
		3,500か所	3,000か所
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	.,	-, - ///
担当局課室等	 名 厚生労働省雇用均等・児童家	· 家庭局保育課、母子保	健 課

分 野	福祉等	意見・要望提	出者	日本労働組合総連合会	
項 目	保育所の情報提供・第三者評価				
意見・要望等	・ 保育所に関する情報提供を	推進すべき。			
の内容	・ 保育の質向上の観点から第	三者評価を推進	すべき	<u> </u>	
関係法令	児童福祉法第24条、第48	条の 2 :	共管	なし	
制度の概要	・ 保育所の情報提供について	は、児童福祉法	に規定	₹.	
	・ 第三者評価については、1	3年度中の評価	基準の	D策定に向けて現在検討中。	
計画等にお	利用者による保育サービス事	業者の的確な選	択の値	促進に資するべく、提供さ	れる保育サ
ける記載の	- ビスに関する第三者による評	価及びこれに係	る情幸	最提供の在り方について検 詞	対する。
状況					
対応の状況	措置済・措置予定	検討中		措置困難	その他
	一部措置済	措置す	るかる	STかを含めて検討中	
	一部措置予定	具体的	措置の	の検討中	
	(実施予定時期:14年5月)				

- ・ 保育所の情報提供について市町村及び保育所が果たすべき役割は児童福祉法に規定されており、国としても、保育所など子育で情報については、「i 子育てネット」(http://www.i-kosodate.net)において提供中。今後も情報の更新を逐次実施。
- ・ 第三者評価については、平成14年5月に第三者評価の評価基準及び実施方法を示したガイドラインを 策定。

分 野	福祉等	意見・要望提出者	日本労働組合総連合会
項 目	公立保育所の民間への運営委	託	
意見・要望等 の内容	て、委託企業を選定すべき。		育所運営の安定性、継続性を条件にし 育の質を低下させないよう、定期的に
関係法令	児童福祉法第46条、児童福祉 12条の2	法施行令第 共管	なし
制度の概要計画等における記載の	保育所運営の安定性等を考慮す 係る委託について(平成13年 知)」)。	ることとされている ミ 3 月 3 0 日厚生労働 低基準の遵守状況につ	する際には、保育所の設置認可同様、 (「地方公共団体が設置する保育所に 省雇用均等・児童家庭局保育課長通 のいて、都道府県知事が年に1回以上、 第12条の2)
状況 対応の状況	措置済·措置予定 措置済 措置予定	検討中	措置困難 その他 いを含めて検討中
(説明) 現行制度におい 担当局課室等	て、既に対応されている。(「	制度の概要」参照)	ע נייט ידי (נייט איז ידי עייט

分 野	福祉等	意見・要望	望提出者	日本労働組合総連合会	
項 目	保育所と幼稚園の連携強化				
意見・要望等	現在の保育所・幼稚園の機能	と役割を生た	かしなが	ら、施設の共用化、保育士	と幼稚園教
の内容	諭との連携・交流、合同研修、	幼保の子ど:	もたち・1	保護者の相互交流を強化し	、資格の統
	一化などを進めるべき。				
関係法令	児童福祉法等		共管	文部科学省	
制度の概要	保育所と幼稚園は機能は異な	るものの、『	5施設の過	重携を強化しているところ。)
計画等にお	【改革工程表の規制改革(福祉	・保育等)部	お分の の	D(1) Ø]	
ける記載の	保育所と幼稚園の施設共用化	、保育士資村	各の名称犯	虫占の制度化等	
状況					
対応の状況	措置済・措置予定	検討中		措置困難	その他
	措置済	措置	置するかる	否かを含めて検討中 -	
	一部措置予定	具 具体	本的措置の	の検討中	
	(実施時期:14年3月)				

保育所と幼稚園は機能は異なるものの、両施設の連携を強化し、各地域の実情に応じた設置・運営が可能となるよう。

- ・ 施設・設備を相互に共用できるよう、文部科学省と共同して指針を作成(平成10年)
- ・ 両施設において同等な教育を受けられるよう、保育所保育指針と幼稚園教育要領との整合性を確保(平成12年)
- ・ 保育所の設置主体制限を撤廃し、学校法人も保育所設置が可能に(社会福祉法人による幼稚園設置も可能に)(平成12年)
- ・ 公有施設等を活用した保育所設置事例集を文部科学省と共同して作成(平成14年)などの取組みを進めてきたところ。

昨年2月の保育士養成課程等検討委員会報告を踏まえ、幼稚園教員免許を同時取得しやすくする観点から、

- ・ 選択必修科目の設定は、各保育士養成施設の創意工夫に委ねる
- ・ 幼稚園教諭養成課程と保育士養成課程との共通科目を増やす

などの改正を行い、平成14年4月から施行した。

【厚生労働省】

分 野	福祉等	意見・要望	提出者	日本労働組合総連合会	
項 目	保育所の定員の弾力化				
意見・要望等	現行の弾力化基準を守り、こ	れを緩和する	ことには	は反対。	
の内容					
関係法令	なし		共管	なし	
制度の概要	年度当初は定員+15%まで	、年度途中は	定員 + 2	25%までの受入れを許容	
計画等にお	【改革工程表の規制改革(福祉	・保育等)部	分の の)(1) Ø]	
ける記載の	待機児童の多い地域における	定員基準の弾	力化等 周	既に実施された規制緩和の)地方公共団
状況	体に対する周知徹底				
対応の状況	措置済・措置予定	検討中		措置困難	その他
	措置済	措置	゚゙するか?	らかを含めて検討中	
	措置予定	具体	的措置(D検討中	
	(実施時期:平成13年3月)				

(説明)

待機児童の解消、年度途中の産休・育休明けの児童受入れなどのため、年度当初は定員+15%まで、年度途中は定員+25%までの受入れを許容。平成13年度から、10月以降は児童福祉施設最低基準の範囲内で定員に関わらず受入れを許容。

定員の弾力化は、児童福祉施設最低基準(保育士配置や面積等)の遵守が条件

分 野	福祉等	意見・要望提出者	日本労働組合総連合会	
項 目	認可外保育施設への届出制の	導入等		
意見・要望等	・ 認可外保育施設について、	都道府県への届出を義	務づける。	
の内容	・ 認可外保育施設への助成	は、最低基準に近づけ	っ るための施策として行う	べきであり、
	ダブルスタンダードを固定化	するものとしての助品	戈は反対	
関係法令	児童福祉法59条~59条の2	の6(一部 共管	なし	
	未施行)			
制度の概要	・ 認可外保育施設に対しては	、都道府県知事が指導	算監督を行う。(法第59	条)
	平成 1 3 年の児童福祉法改正	により、認可外保育が	施設を設置した者は事業開	開始後1ヶ月
	以内に都道府県知事に届出を	行わなければならない	ハとされた(法第59条の)2)ことを
	始め、認可外保育施設に対す	る指導監督が強化され	1た。(施行は公布後1年	以内)
	・ 平成14年度予算において	、認可化移行促進事業	養費を計上。	
計画等にお	【改革工程表の規制改革(福祉	・保育等)部分のの)(1) Ø]	
ける記載の	認可外保育施設の法的整備(届	出制導入等の児童福祉	止法の改正)	
状況				
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するか?	らかを含めて検討中	
	措置予定	具体的措置の	D検討中	
	(実施時期:平成13年11月)		

- ・ 平成13年11月の児童福祉法改正により、認可外保育施設を設置した者は事業開始後1ヶ月以内に 都道府県知事に届出を行わなければならないとされた。(施行は公布後1年以内)
- ・ 認可外保育施設の認可保育所への移行を推進するため、平成14年度予算において、認可化移行促進 事業費を計上。
- ・ 認可外保育施設に対する運営費等の助成については、ダブルスタンダードの固定化となり、国の施策としては実施しない。

分 野	福祉等	意見・要望提出者	日本労働組合総連合会			
項 目	保育の利用に係る制度					
意見・要望等	・ 利用者への直接補助につい	ては、保育の質が確何	保され、かつ選択肢たり	得る保育サー		
の内容	ビスの十分な供給体制が確立	ビスの十分な供給体制が確立するまでは行うべきではない。				
	・ 保育サービスにおける競争	インセンティブとして	て「利用者の獲得」を誘導	掌することは、		
	サービス供給の競争を招き、	かえって保育の質を何	低下させる懸念がある。			
関係法令	児童福祉法第24条	共管	なし			
制度の概要	児童福祉法の改正により、既	に平成 10 年度から、	法制上、利用者が保育所	を選択できる		
	制度に転換されているところで	あり、現在、選択の	実効性が確保されるよう	、新エンゼル		
	プランや各般の規制緩和措置な	どを通して、保育サ	ービスの供給量の拡大に	努めていると		
	ころ。					
計画等にお	児童福祉法の改正による新し	い入所方式の実施状況	況等を踏まえながら、保	護者が保育を		
ける記載の	希望する保育所に直接申し込み	、当該保育所が保育	の可否の審査・決定を行	うことができ		
状況	る仕組みの導入の可否について	長期的に検討する。				
	また、利用者と施設との直接	契約を検討する際に	は、保育の質の確保に留	意しつつ、保		
	育に係る公的負担の平準化を図	るとともに、多様な事	事業者間の対等な競争の低	産進等を通じ、		
	保育所に対する補助ではなく、	利用者への直接補助	方式の導入ができないか	、その可否に		
	ついて長期的に検討する。					
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他		
	措置済	措置するかる	STかを含めて検討中			
	措置予定	具体的措置の	の検討中			
	(実施(予定)時期:)				

保育所利用者への直接補助については、次のような極めて大きな問題があり、可否について長期的に検討。

- ・ 変化する保育需要に対応していこうとする現場に混乱が生じる
- ・ 質の悪い保育サービスの提供を公費で促進する可能性がある
- ・ 現行制度に比べて市町村の関与が曖昧になる
- ・ 市町村による待機児童の把握やニーズへの対応が困難になる
- ・ 需給逼迫の場合、自己負担が高騰する可能性がある
- ・ 市町村及び保育所に大きな追加的コストが生じる
- ・ 母子家庭等真に保育サービスを必要とする者が保育サービスを受けられなくなる可能性が生じる。

分 野	福祉等	意見・要望	望提出者	日本労働組合総連合会	•
項 目	保育所入所要件の撤廃				
意見・要望等	保育所入所要件である「保育	に欠ける」	を「保護	者が保育を希望する」と	こし、保護者が
の内容	保育を希望する時にはいつでも	利用可能な制	削度とする	3 .	
関係法令	児童福祉法第24条		共管	なし	
制度の概要	市町村は、政令で定める基準に	従い条例に	定めると	ころにより保育に欠ける	ると認める児童
	については、保護者から申込み	·があったと	きは、保i	育所において保育しなけ	ければならない
	(児童福祉法第24条)。				
計画等にお	該当なし				
ける記載の					
状況					
対応の状況	措置済・措置予定	検討中		措置困難	その他
	措置済		置するかる	雪かを含めて検討中	
	措置予定	具件	本的措置の	の検討中	
	(実施(予定)時期:)		

- ・ 「保育」は全ての児童に必要なものであり、保護者が在宅で保育することが可能な子どもについても、 保護者が希望すれば公的責任を前提とする保育所入所の対象とし、保育所で保育することについては、家 庭における保育の重要性を鑑みると我が国社会においては、合意が形成されているとは考えられない。
- ・ 一方で、安心して子どもを生み育てられる社会の実現のためには、すべての児童家庭に対して子育てを 広く社会全体で支える体制の構築が求められているところから、国として、新エンゼルプラン等において、

育児相談や子育てサークルの支援等を行う「地域子育て支援センター」の整備

急病や育児からの解消に保育所を利用できる「一時保育」の実施の推進等の施策を展開しているところである。

・ いずれにせよ、子どもや家庭の状況に応じ、子どもをもつこと、子どもを育てることは価値があるとい う前提で多様な施策を組み合わせ、家庭における保育を援助していく必要がある。

					【字土力則目】
分 野	福祉等	意見・要望	望提出者	個人	
項 目	保育に関する規制緩和の周知	徹底			
意見・要望等	保育に関して既に実施した規	制緩和措置を	を地方公共	- 共団体に周知徹底する	; ; ,
の内容					
				т	
関係法令	なし		共管	なし	
制度の概要					
티프ゲ니치			7/\0		
計画等にお	【改革工程表の規制改革(福祉	-			
ける記載の	┃既に行われた規制緩和の地方公 ┃	共団体に対 9	りる向知値	以 床	
状況					
対応の状況	<u>│</u> 措置済・措置予定	———検討中		 措置困難	 その他
אלן אלי כס יטון נג		_		否かを含めて検討中	C 07 16
	1 2 2 % 1		_, _,		
	┃┃ ┃ 措置予定	具作	本的措置(の検討中	
	│ │(実施時期:平成13年9月)				
(説明)				-	-
「待機児童ゼロ	作戦の推進について(平成13年	9月6日厚生	上労働省層	星用均等・児童家庭局	保育課長通知)」
により、地方公	共団体に対して周知徹底を図った	こところ			

【厚生労働省】

分野 福祉等 意見・要望提出者 個人 項目 保育所の設置認可 意見・要望等の内容 ・保育所の新設及び分園の設置について、認可から届出に変更して欲しい。 関係法令 児童福祉法第35条、児童福祉法施行規則					
意見・要望等 ・保育所の新設及び分園の設置について、認可から届出に変更して欲しい。 の内容 関係法令 第37条 制度の概要 国、都道府県及び市町村以外の者が保育所を設立する際には、都道府県知事の認可を受けなければならない。(法第35条)分園を設置する際には、都道府県知事に事前に届出なければならない。(規則第37条) 計画等における記載の状況 対応の状況 措置済・措置予定 検討中 措置困難 その他 措置済 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	分 野	福祉等	意見・要望提出者	個人	
の内容 関係法令 児童福祉法第35条、児童福祉法施行規則 共管 なし 第37条 制度の概要 国、都道府県及び市町村以外の者が保育所を設立する際には、都道府県知事の認可を受けなければならない。(法第35条)分園を設置する際には、都道府県知事に事前に届出なければならない。(規則第37条) 計画等における記載の状況 対応の状況 措置済・措置予定 検討中 措置困難 その他 措置済 措置予定 検討中 措置困難 その他 措置済 損置予定 検討中 持置困難 ほの検討中	項 目	保育所の設置認可			
関係法令 児童福祉法第35条、児童福祉法施行規則 共管 なし 第37条 制度の概要 国、都道府県及び市町村以外の者が保育所を設立する際には、都道府県知事の認可を受けなければならない。(法第35条)分園を設置する際には、都道府県知事に事前に届出なければならない。(規則第37条) 計画等における記載の状況 潜置済・措置予定 検討中 措置困難 その他 措置済 措置するか否かを含めて検討中 損番予定 具体的措置の検討中	意見・要望等	・保育所の新設及び分園の設置	について、認可から原	届出に変更して欲しい。	
第37条 制度の概要 国、都道府県及び市町村以外の者が保育所を設立する際には、都道府県知事の認可を受けなければならない。(法第35条)分園を設置する際には、都道府県知事に事前に届出なければならない。(規則第37条) 計画等における記載の状況 対応の状況 措置済・措置予定 検討中 措置困難 その他 措置済 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	の内容				
第37条 制度の概要 国、都道府県及び市町村以外の者が保育所を設立する際には、都道府県知事の認可を受けなければならない。(法第35条)分園を設置する際には、都道府県知事に事前に届出なければならない。(規則第37条) 計画等における記載の状況 対応の状況 措置済・措置予定 検討中 措置困難 その他 措置済 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中					
第37条 制度の概要 国、都道府県及び市町村以外の者が保育所を設立する際には、都道府県知事の認可を受けなければならない。(法第35条)分園を設置する際には、都道府県知事に事前に届出なければならない。(規則第37条) 計画等における記載の状況 対応の状況 措置済・措置予定 検討中 措置困難 その他 措置済 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中					
第37条 制度の概要 国、都道府県及び市町村以外の者が保育所を設立する際には、都道府県知事の認可を受けなければならない。(法第35条)分園を設置する際には、都道府県知事に事前に届出なければならない。(規則第37条) 計画等における記載の状況 対応の状況 措置済・措置予定 検討中 措置困難 その他 措置済 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中					
制度の概要 国、都道府県及び市町村以外の者が保育所を設立する際には、都道府県知事の認可を受けなければならない。(法第35条)分園を設置する際には、都道府県知事に事前に届出なければならない。(規則第37条) 計画等における記載の状況	関係法令	児童福祉法第35条、児童福祉	法施行規則 共管	なし	
けなければならない。 (法第35条)分園を設置する際には、都道府県知事に事前に届出なければならない。 (規則第37条) 計画等における記載の状況 対応の状況 措置済・措置予定 検討中 措置困難 その他 措置済 措置するか否かを含めて検討中 損置予定 具体的措置の検討中		第 3 7 条			
計画等における記載の状況 諸置済・措置予定 検討中 措置困難 その他 対応の状況 措置済 措置するか否かを含めて検討中 措置予定 具体的措置の検討中	制度の概要	国、都道府県及び市町村以外	の者が保育所を設立	する際には、都道府県知	事の認可を受
計画等における記載の 状況 対応の状況 措置済・措置予定 検討中 措置困難 その他 措置済		けなければならない。(法第3	5条)分園を設置す	る際には、都道府県知事	に事前に届出
対応の状況 措置済・措置予定 検討中 措置困難 その他 措置済 措置するか否かを含めて検討中 措置予定 具体的措置の検討中		なければならない。(規則第3	7条)		
対応の状況 措置済・措置予定 検討中 措置困難 その他 措置済 措置するか否かを含めて検討中 措置予定 具体的措置の検討中					
状況 対応の状況 措置済・措置予定 検討中 措置困難 その他 措置済 措置するか否かを含めて検討中 措置予定 具体的措置の検討中	計画等にお	該当なし			
対応の状況 措置済・措置予定 検討中 措置困難 その他 措置済 措置するか否かを含めて検討中 措置予定 具体的措置の検討中	ける記載の				
措置済 措置するか否かを含めて検討中 措置予定 具体的措置の検討中	状況				
措置済 措置するか否かを含めて検討中 措置予定 具体的措置の検討中					
措置予定 具体的措置の検討中	対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
		措置済	措置するかる	雪かを含めて検討中	
		措置予定	具体的措置の	の検討中	
│(実施(予定)時期:)		(実施(予定)時期:)		

(説明)

保育所の設置の認可は、保育の実施の責任を有する市町村から児童福祉法に基づく保育サービスを受託する施設となるために必要な行為であり、認可を受けることにより、当該サービスに係る公的な委託費が支弁される一方、最低基準の適用、行政の監督を受けることとしているものである。一方、認可外保育施設の設置については、平成13年11月の児童福祉法の改正により届出制を採用したところ。

分 野	福祉等	意見・要望提出者	個人	
項 目	保育所運営費を通した施設整	備補助		
意見・要望等	・施設整備補助に替えて、施設	償却費を加算した保育	育単価を設けて欲しい。	
の内容				
関係法令	児童福祉法第50条、第51条	、第53条 共管	なし	
制度の概要	保育所運営費は、保育するた	めの費用として支弁。		
計画等にお	該当なし			
ける記載の				
状況				
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	┃ ┃ 措置済 ┃	措置するかる	らかを含めて検討中	
	措置予定	具体的措置の	D検討中	
	(実施(予定)時期:)		
∠ → □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □				

- ・ 保育所運営費は、市町村が保護者との契約に基づきその児童を保育所において保育するための費用であり、施設の減価償却とは性質が異なる。
- ・ さらに、初期投資費用に係るものとして一括交付されている施設整備費が運営費の形で交付されるとなると、立ち上げ費用の調達が困難となり、施設整備が進まなくなるおそれがある。

分 野	福祉等	意見・要望	望提出者	個人	
項目	保育所の設置基準等(その1)				
意見・要望等	調理室の必置規制を撤廃し、	食事の外部	般入を認め	かるべき 。	
の内容					
関係法令	児童福祉施設最低基準第32	条	共管	なし	
制度の概要	保育所には、調理室を置かな	ければなら	ない。		
計画等にお	調理室の在り方については、設置者の負担、離乳食やアレルギー等への配慮、安全・衛			慮、安全・衛	
ける記載の	生面や栄養面での質の確保、調理、保存技術の進歩等を考慮し、平成 10 年の見直しの実施			見直しの実施	
状況	状況等も踏まえながら、例えば	、食事を施	設外で調	理し搬入する選択肢を認	めることの可
	否を含め、引き続き緩和を検討	する。			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中		措置困難	その他
	措置済	措訂	置するかる	らかを含めて検討中	
	措置予定	具体的措置の検討中			
	(実施(予定)時期:)			

- ・ 平成 10年4月から、中央児童福祉審議会保育部会の意見等を踏まえ、調理室業務に関する規制緩和を 図ったところ。調理室のあり方については、設置者の負担、離乳食やアレルギー等への配慮、安全・衛生 面や栄養面での質の確保、調理・保存技術の進歩等を考慮し、平成10年の見直しの実施状況等も踏まえ ながら、十分検討した上で対応する必要がある。
- ・ なお、我が国の将来を担う子どもの育成の基本は食であり、それをおろそかにするような事態を引き起 こすことには慎重に対応するべきと考えている。

分 野	福祉等 意見・要	望提出者	個人
項目	保育所の設置基準等(その2)		
意見・要望等	・調理室の必置規制を撤廃し、食事のタ	部搬入を	認めることについては、アレルギー体
の内容	質の子どもや体調の悪い子どもへのきぬ	細やかなタ	付応ができなくなるため反対。
	・ 子どもには保育所の調理室で作る食事	が必要。	
関係法令	児童福祉施設最低基準第32条	共管	なし
制度の概要	保育所には、調理室を置かなければなど	ない。	
計画等にお	調理室の在り方については、設置者の負	負担、離乳 [・]	食やアレルギー等への配慮、安全・衛
ける記載の	生面や栄養面での質の確保、調理、保存技	術の進歩等	€を考慮し、平成 10 年の見直しの実施
状況	状況等も踏まえながら、例えば、食事を放	も設外で調:	理し搬入する選択肢を認めることの可
	否を含め、引き続き緩和を検討する。		
対応の状況	措置済•措置予定 検討	†	措置困難 その他
	措置済 指	置するかる	雪かを含めて検討中
	措置予定	体的措置(の検討中
	(実施(予定)時期:)		

- ・ 平成 10年4月から、中央児童福祉審議会保育部会の意見等を踏まえ、調理室業務に関する規制緩和を 図ったところ。調理室のあり方については、設置者の負担、離乳食やアレルギー等への配慮、安全・衛生 面や栄養面での質の確保、調理・保存技術の進歩等を考慮し、平成10年の見直しの実施状況等も踏まえ ながら、十分検討した上で対応する必要がある。
- ・ なお、我が国の将来を担う子どもの育成の基本は食であり、それをおろそかにするような事態を引き起 こすことには慎重に対応するべきと考えている。

分 野	福祉等	意見・要望	望提出者	個人他 1 名	
項 目	保育所の設置基準等(その3)				
意見・要望等	・ 保育所の資産要件を緩和し	、ビルの一輩	室でも保育	育所の設置を可能にすべき。	
の内容	・ 2階に保育室を設置する場	合の要件(礼	耐火構造	であること)を緩和すべき。	
	・ 規制緩和を検討する際には	、慎重に関係	系者の意見	見を聞きながら進めるべき。	
関係法令	なし		共管	なし	
制度の概要	・ 土地建物の貸与により保育所の設置は可能。				
計画等にお	・一定の設備に関わる設置基準等の見直し(検討に着手、逐次実施)				
ける記載の					
状況					
対応の状況	措置済・措置予定	検討中		措置困難	その他
	一部措置済	措訂	置するかる	否かを含めて検討中	
	措置予定	_ <u>-</u> =	部具体的扩	昔置の検討中	
	(実施時期:平成12年3月)				

- ・ 平成12年3月末に、従前は自己所有が原則だった土地建物について、賃貸方式を容認したところ。
- ・ 2階以上に保育室又は遊戯室を設置する場合の要件の緩和については、「規制改革の推進に関する第1次答申」(平成13年12月11日 総合規制改革会議)で設置基準の見直しを検討すべきとされたことを受け、専門家や現場の意見を踏まえ慎重に検討を進めているところ。
- ・ 規制緩和を検討する際には、パブリック・コメント手続に基づき、国民・事業者等から意見を聴取する 機会を設けているところ。

例)「保育所における短時間勤務の保育士の導入について」及び「保育所分園の設置運営について」の改正に関する御意見の募集について(平成14年4月)

パブリック・コメント手続:規制の設定又は改廃に当たり、意思決定過程において広く国民等に対し案等を公表し、それに対して提出された意見・情報を考慮して意思決定を行う提出手続。

					【厚生労働省】
分 野	福祉等	意見・要望	望提出者	個人	
項 目	保育所分園の推進				
意見・要望等	分園単価を再検討し、分園方	式を推進する	3 。		
の内容					
関係法令	なし		共管	なし	
制度の概要	保育所に分園を設置すること	により、認可	丁保育所の	刀設置が困難な地域	における保育の実
	施を図っている。				
計画等にお	【改革工程表の社会保障部分の	1			
ける記載の	保育所分園設置を促進する。				
状況					
				_	
対応の状況	措置済・措置予定	検討中		措置困難	その他
	<mark>│</mark> 措置済	措置	畳するか る	否かを含めて検討中	
		し 具体	本的措置の	の検討中	
	(実施時期:平成 13 年度)				
	所の分園については、その安定的				
	るが、さらに、平成 13 年度より		園推進事:	業を創設し、保育所	f分園の運営に係る
必要な	経費について補助を行っている。				

分 野	福祉等	意見・要望	2提出者	日本労働組合総連合会	
項目	学童保育(放課後児童健全育	成事業)の扱	な充(その	D 1)	
意見・要望等	学童保育の拡充には賛成であ	る。制度の抗	広充にある	たっては、国及び地方自	治体の責任を
の内容	明確にすべきである。その上で	、児童館や	学校の空	き教室利用など、地域の	実情に応じて
	工夫し、地域の様々な人材を活	用することで	で、時間の	の延長、対象年齢を小学	校6年生まで
	とするなど、早急に施策を拡充	・実施する』	必要があ	る。指導員の採用試験の	実施にあたっ
	ては、現行の指導員の雇用を継	続できる措置	量をとる。	必要がある。	
関係法令	児童福祉法第6条の2第7項		共管	なし	
制度の概要	放課後児童健全育成事業は、保	護者が労働等	等により!	昼間いない小学校に就学	しているおお
	むね10歳未満の児童(放課後	児童)に対し	ノ、授業(の終了後に児童厚生施設	等を利用して
	適切な遊び及び生活の場を与え	て、その健全	全な育成っ	を図るものであり、計画	的に実施か所
	数の増加を図っているところで	ある。			
計画等にお	該当なし				
ける記載の					
状況					
対応の状況	措置済・措置予定	検討中		措置困難	その他
	措置済	措置	置するかる	S かを含めて検討中	
	措置予定	具体	*的措置(の検討中	

放課後児童健全育成事業は、児童福祉法において市町村は、利用に関する相談・助言を行い、地域の実情に応じた事業の実施、市町村以外の事業実施者との連携により、その利用促進を図るものと規定されている。

また、事業の実施場所は、児童館、学校の余裕教室等の多様な場所において、地域の実情に応じて推進が図られることが適切であると考えており、対象児童の範囲は、小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童としており、一部に10歳を超える児童の参加を妨げるものではなく、事業実施者の自主的な判断により、その対象に加えることができる。

国庫補助については、利用児童数、開設日数等に応じて補助を行っており、平成 1 1 年度から、長時間開設加算を創設し長時間開設している放課後児童クラブに対する補助の改善を図ったところである。放課後児童指導員については、通知により児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましいとしており、地域の実情に応じ実施主体の自主的な判断に委ねられている。

担当局課室等名 雇用均等・児童家庭局 育成環境課

分 野	福祉等	意見・要望提出者	東京商工会議所
項目	学童保育(放課後児童健全育	成事業)の拡充(その) 2)
意見・要望等	学童保育は近年増加傾向にあ	るものの、全国の小学	≠校における設置率は 45.5%に止まっ
の内容	ている。また、放課後児童の毎	日の生活空間としての	の施設についても間借り的な利用や老
	朽狭小等の不充分さが目立ち、	指導員については不安	安定な雇用と劣悪な条件のもと定着が
	難しいなど、学童保育の基盤に	かかる問題が指摘され	れている。国および自治体においては
	児童を安心して預けられる学童	保育の最低基準を明確	雀化するとともに、施設の充実と常時
	複数指導員が配置可能となるよ	うな事業予算を確保	し、必要な地域すべてに安心感の持て
	る学童保育を早急に整備すべき	である。	
関係法令	児童福祉法第6条の2第7項	共管	なし
制度の概要	放課後児童健全育成事業は、保	護者が労働等により	昼間いない小学校に就学しているおお
	むね10歳未満の児童(放課後	児童)に対し、授業の	の終了後に児童厚生施設等を利用して
	適切な遊び及び生活の場を与え	て、その健全な育成を	を図るものであり、計画的に実施か所
	数の増加を図っているところで	ある。	
計画等にお	該当なし		
ける記載の			
状況			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	措置済	措置するかる	らかを含めて検討中 (1)
	措置予定	具体的措置の	D検討中

放課後児童健全育成事業については、保護者の就労状況に応じて実施されるため、全国一律に義務付ける ものではなく、市町村をはじめ社会福祉法人等様々な実施主体により、児童館、学校の余裕教室など多様な 場所において実施されているところであり、地域の実情に応じた多様かつ柔軟な取り組みを支援することと している。そのため、児童福祉法施行令で、必要最小限の実施基準を定めているところであり、職員につい ても勤務形態等に応じ地域の実情により、市町村や運営主体の自主的な判断に委ねられている。

また、補助基準額については、逐次改善を行っているところである。

現在、必要な地域全でに整備するという趣旨で、放課後児童クラブや地域の全ての児童に居場所を確保する事業などの放課後児童の受入れ体制を平成16年度までに全国で15,000か所とするよう、整備を進めているところである。

担当局課室等名 雇用均等・児童家庭局 育成環境課

分 野	福祉・保育等	意見・要望提出者	連合	
項 目	支援費制度における不服申立			
意見・要望等	利用者の権利擁護の観点から、	市町村の「支援費支約	給」決定等に対する不服申	立について
の内容	は、第三者機関による不服審査	制度を創設すべきであ	ある 。	
関係法令	身体障害者福祉法、知的障害者	福祉法、児 共管	なし	
	童福祉法			
制度の概要	平成15年度から施行される障	害者施策における支持	援費制度は、市町村から支	援費の支給
	決定を受けた障害者等が、対象	となる福祉サービス	を利用した場合、それに係	る費用につ
	いて支援費(本制度の対象とな	る福祉サービスの利力	用に要する費用の全体額か	ら当該サー
	ビスの利用者が負担する額を控	除した額)を支給する	る制度である。障害者等が	、支援費の
	支給決定内容や支給量(居宅支	援の種類ごとに月を	単位として定められる、居	宅生活支援
	費を支給する居宅支援の量(例	:月 時間、月 回))の変更の決定等に不服	がある場合
	には、行政不服審査法に基づき	、当該決定を行ったす	市町村に対し、当該決定を	知った日の
	60日以内に不服申立を行うこ	とができるが、第三	者機関による不服審査制度	は採用され
	ていない。			
計画等にお	該当なし			
ける記載の				
状況				
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	∫ 措置するかる	雪かを含めて検討中	
	措置予定	具体的措置の	の検討中	
	(実施(予定)時期:	()		

当該意見・要望は規制改革に関する意見・要望ではない。

なお、障害者等が、支援費の支給決定内容や支給量の変更の決定等に不服がある場合には、行政不服審査 法に基づき、当該決定を行った市町村に対し不服申立を行うことができる。

担当局課室等名 │ 社会·援護局 障害保健福祉部 企画課 支援費制度施行準備室

					₹ 7 3 ±	
分	野	福祉等	意見・要望	提出者	個人	
項	目	補装具交付事務に係る明瞭なガ	イドラインの	不在		
意見	・要望等	・ 補装具(身体障害者及び身)	体障害児の失れ	つれた身	体機能を補完又は代償す	る用具)の例
の内は	容	外措置(基準外交付(真にか	やむを得ない	事情によ	り、基準に定める名称、	型式、基本構
		造等によることができないネ	補装具を交付す	すること))についての公的なだ	i イドラインが
		ない。				
		・ 基準外交付する補装具の効:	果や効能につ	いて情報	8公開するべき。	
		・ 補装具の種目等を定めた告:	示のアップ・	トゥ・テ	「一トを随時行い改廃する	るべき。
関係	法令	身体障害者福祉法第 20 条、第 2	21 条	共管	なし	
		児童福祉法第21条の6、第21	条の7			
制度	の概要	補装具の基準外交付について	は、身体障害	者福祉法	法第 20 条第 1 項及び第	21 条並びに児
		童福祉法第 21 条の 6 第 1 項及で	び第 21 条の 7	の規定	に基づく「補装具の種目	、受託報酬の
		額等に関する基準」(昭和 48 年	6月厚生省告	示 171 년	号及び第 187 号)により	、障害の現症、
		生活環境等を特に考慮し、身体	障害者更生相	談所(身	身体障害者の更生援護に	関する相談所)
		又は指定育成医療機関(身体に	障害のある児	豊に対	し、生活の能力を得るた	めに必要な医
		療の給付を行う医療機関)若し	くは保健所の	判定に	基づいて市町村が可否判	断を行うこと
		となっている。				
		また、市町村の実務に困難が	生じないよう	示した	「補装具給付事務取扱指	針」(平成 13
		年 6 月 18 日障発第 260 号厚生的	労働省社会・排	爰護局障	害保健福祉部長通知)に	おいて、補装
		具の基準外交付について、その	手続等につい	ても詳約	田に示している。	
計画	等にお	該当なし				
ける	記載の					
状況						
3.1 e÷	- 45.20	## * ## 7 *	10 + 1		## BB CD ##	= - W
对心(の状況	措置済・措置予定	検討中	<u> </u>	措置困難	その他
		┃┃ 措置済 ┃┃	一 措置	するか台	らかを含めて検討中	
		## \$P 7 C		44 tt === -	5 to ±1 ±1	
		大田 措置予定 大田 ・	人 具体	的措置の	り検訶甲	
		(実施(予定)時期:)			

当該意見・要望は規制改革に関する意見・要望ではない。

なお、補装具の交付については、以下のとおり実施している。

- ・ 補装具の交付は、障害認定と同様に障害による「日常生活の制限」に着目するものであり、さらに、生活環境をも考慮して、市町村が、補装具の種目等を定めた告示に従い、個々に交付の可否判断を行うものである。そのような中で、告示別表に定められたもの以外のものを交付(基準外交付)する場合のガイドラインは、上記 のとおり策定されている。
 - ・ 基準外交付する補装具は、その効果と価格等を総合的に考慮した上で、市町村が判断しているものであり、自治事務であるので、情報公開は市町村において行うこととなる。
 - ・ 補装具の種目、基本構造、価格等を定めた告示の改正は、随時行っており(1年に1回)、平成14年3月27日付けの改正においても、電動車いす基準の見直し等の措置を行ったところである。

担当局課室等名 │ 社会・援護局障害保健福祉部企画課社会参加推進室

福祉等	意見・要望提出者	全国老人福祉施設協議会
社会福祉法人に対する行政指導	上の規制緩和	
介護保険事業を運営する社会福	祉法人に対して、措	置制度下と同様の行政指導が依然とし
て行われ、サービスの向上と効	率化を阻害している。	このため、社会福祉法人に対する行
政指導上の規制緩和を徹底され	たい。	
	<u>, </u>	
社会福祉法	共管	なし
利用者の立場に立ち、事業の安	定性・継続性を確保す	する等の観点から、社会福祉法人の設
立要件については「社会福祉法	人の認可について」	(平成12年12月1日障発大890
号・社援発第2618号・老発	第794号・児発第	908号)等において、経営上の規制
については「社会福祉施設にお	ける運営費の運用及る	び指導について」(平成5年3月19
日社援施第39号)等において	定められている。	
「改革工程表」		
規制改革(福祉・保育等)		
社会福祉法人に関する制度の運	用に関する見直し(彳	亍政各部門間の調整円滑化、規制緩和
の周知徹底)		
措置済·措置予定	検討中	措置困難 その他
措置済	措置するかる	らかを含めて検討中
措置予定	具体的措置の	D検討中
	社会福祉法人に対する行政指導 介護保険事業を運営する社会会 で行われ、サービスの規制緩和を徹底され 社会福祉法 利用者の立場に立ち、事業福・改会・社援発に力には、18号・記には、18号・記においては、18号・記において、18号・記において、18号・記には、18号・記	社会福祉法人に対する行政指導上の規制緩和 介護保険事業を運営する社会福祉法人に対して、措置 て行われ、サービスの向上と効率化を阻害している。 政指導上の規制緩和を徹底されたい。 社会福祉法 利用者の立場に立ち、事業の安定性・継続性を確保で立要件については「社会福祉法人の認可について」 号・社援発第2618号・老発第794号・児発第については「社会福祉施設における運営費の運用及び日社援施第39号)等において定められている。 「改革工程表」 規制改革(福祉・保育等) 社会福祉法人に関する制度の運用に関する見直し(行の周知徹底) 措置済・措置予定 検討中 措置済 措置するかる

平成14年1月16日の全国厚生労働関係部局長会議において、各都道府県・指定都市に対し、これまでに行われた社会福祉法人に関する規制緩和措置について周知徹底を行ったところ。また、同年3月4日に開催された社会・援護局主管課長会議においても、同様に協力依頼を行ったところ。

担当局課室等名 社会・援護局総務課

分 野	福祉等	意見・要望	2提出者	全国老人福祉施設協議会	
項目	介護保険型社会福祉法人の構築				
意見・要望等	社会福祉法人は、施設整備の際	の法人負担が	∱を寄付Ⅰ	こより確保することが前提と	なってい
の内容	るが、介護保険事業運営を基本	とする社会社	≣祉法人I	は、寄付金に依存せず介護報	酬のみに
	より存立するものとなる。この	ため、介護係	保険型社会	会福祉法人を早急に構築する	必要があ
	る。				
関係法令	社会福祉法		共管	なし	
制度の概要	利用者の立場に立ち、事業の安	定性・継続性	生を確保で	する等の観点から、社会福祉	法人の設
	立要件については「社会福祉法	人の認可につ	こいて」	(平成 1 2 年 1 2 月 1 日障発	大 8 9 0
	号・社援発第2618号・老発	第794号	・児発第	9 0 8 号) 等において、経営	上の規制
	については「社会福祉施設にお	ける運営費の	0運用及0	び指導について」(平成5年	3月19
	日社援施第39号)等において	定められてい	りる。		
計画等にお	該当なし				
ける記載の					
状況					
74 c 4 7 7	# \$ # \$ 7 0	+ <u>A</u> + →		++	7.0 /lb
対応の状況	│ 措置済・措置予定 │ <i>┌</i> 拱票沒	検討中		措置困難	その他
	│			らかを含めて検討中 R to the	
		具 4	k的措置 <i>0</i>	グ快剖 ザ	
	│)			
(説明)					

事業の継続的・安定的経営のためには、必要な資産を自ら所有する必要がある。また、介護報酬の中に施設整備費分を含めることは、様々な論点について制度全般にわたる議論を必要とする事項であり、軽々に方向性を出すべき問題ではない。これらのことから、介護報酬のみにより存立するような社会福祉法人の構築は、当面困難である。

分 野	福祉等	意見・要望	2提出者	全国老人福祉施設協議	会
項 目	社会福祉協議会の役割の見直し				
意見・要望等	市区町村社会福祉協議会は	、殆どの財派	原を公費	に依存しつつ、在宅福祉	止サービスを提
の内容	供する事業者の性格と、サー	ビス利用者を	とはじめ!	要援護者の権利を擁護す	するという矛盾
	した存在。				
	・ 地方分権において、これら	市区町村社会	会福祉協良	議会をはじめ全国社会補	畐祉協議会の体
	制についても整理・検討が必	要。			
関係法令	社会福祉法第107条及び第1	0 8 条	共管	なし	
制度の概要	市町村社会福祉協議会は、住	民組織、社会	会福祉関係	係団体、社会福祉施設等	等により組織さ
	れ、関係機関等との連絡調整、	住民参加を進	める事業	業、住民参加による事業	、受託事業等、
	多様な事業を実施している。				
計画等にお	該当なし				
ける記載の					
状況					
対応の状況	措置済・措置予定	検討中		措置困難	その他
	措置済	措置	置するか る	雪かを含めて検討中	
	措置予定	具体	的措置の	の検討中	

(説明) 社会福祉協議会は、在宅福祉サービスの提供を含め、地域福祉活動を推進している。特に、農村部においては、採算性等の問題から社会福祉協議会以外に福祉サービスの提供主体がない地域も多く、地域における福祉サービスの提供基盤として欠かせない存在となっており、他方、都市部においては、他の社会福祉法人や民間事業者の福祉サービスへの参入が着々と進む中で、社会福祉協議会が提供するサービスは利用者の選択の幅を広げるものとして地域の福祉サービスの質的向上に寄与している。

また、サービス利用者を支援する地域福祉権利擁護事業や利用者保護のための苦情解決については、第三者から構成される運営適正化委員会を設置して行っており、中立公正な運営体制が確保されている。

なお、平成12年度に改正された社会福祉法において、市区町村社会福祉協議会は、地域福祉推進のための中心的な役割を担うことが明確にされたことから、他の民間事業者では行いにくいサービスについて重点的に取り組んでいく役割を担い、また、在宅福祉サービスの実施に当たっては、公的助成のみに依存することなく、当該地域におけるサービスの実態を踏まえ、他の事業主体の参入による競争を妨げることがないよう、適切な運営に努めることが必要と考える。

このようなことから、平成14年1月16日の全国厚生労働担当部局長会議において、各都道府県等に対して、地域の実情に応じ、地域福祉の総合的な推進役としてその期待に十分応えるよう指導、支援することを指示した。また、平成14年3月4日の社会・援護局主管課長会議においても、都道府県、指定都市及び中核市に対して同様に指示したところ。

担当局課室等名 厚生労働省社会・援護局地域福祉課

分 野	福祉等	意見・要望	望提出者	横浜市社会福祉協議会	
項 目	社会福祉法人の設立要件や経営	上の規制の終	爰和 (そ	そ の1)	
意見・要望等	効率的な福祉サービスの提供は	:、民間企業	でなけれ	ずできないかのような見	解は、極めて
の内容	短絡的。競争原理の導入は是認	できるが、	その場合、	社会福祉法人が一層有	効に機能でき
	るよう、設立要件や経営上の規	制などを緩和	ロするべき	5.	
関係法令	社会福祉法		共管	なし	
制度の概要	利用者の立場に立ち、事業の安	定性・継続り	生を確保	する等の観点から、社会	福祉法人の設
	立要件については「社会福祉法	人の認可に	ついて」	(平成12年12月1日	障発大 8 9 0
	号・社援発第2618号・老発	第794号	・児発第	908号)等において、	経営上の規制
	については「社会福祉施設にお	ける運営費の	の運用及で	び指導について」(平成	5年3月19
	日社援施第39号)等において	定められてい	1る。		
計画等にお	「改革工程表」				
ける記載の	規制改革(福祉・保育等)				
状況	社会福祉法人の在り方の見直し	(速やかに	検討を開め	台し、平成13年度中に紅	結論)
対応の状況	措置済・措置予定	検討中		措置困難	その他
	措置済	措置	置するかる	らかを含めて検討中	
	措置予定	具体	本的措置の	D検討中	
		L			
	(実施(予定)時期:)			
/ ±X □□ \			•		

質の高いサービスの効率的な提供に資する実務上の事項について見直しを行い、資産要件の緩和や自らの収益を充てることのできる事業の拡大等の運用の改善を行うこととした。各事項につき、具体的内容について検討に着手。

分 野	福祉等	意見・要望	望提出者	横浜市社会福祉協議会	
項 目	社会福祉法人の設立要件や経営	上の規制の約	爰和(その	D 2)	
意見・要望等	社会福祉分野の改革は、良質な	サービスの	安定的・紀	継続的供給、サービス対	象者の自立支
の内容	援や社会福祉法人の固有の役割	・特性を損	なわないる	こと等に十分配慮し、進	めていくべき
	である。				
関係法令	社会福祉法		共管	なし	
制度の概要	利用者の立場に立ち、事業の安	定性・継続	生を確保で	する等の観点から、社会	福祉法人の設
	立要件については「社会福祉法	人の認可に	ついて」	(平成12年12月1日	障発第890
	号・社援発第2618号・老発	第794号	・児発第	9 0 8 号) 等において、	経営上の規制
	については「社会福祉施設にお	ける運営費	の運用及で	び指導について」(平成	5年3月19
	日社援施第39号)等において	定めている。			
計画等にお	「改革工程表」				
ける記載の	規制改革(福祉・保育等)				
状況	社会福祉法人の在り方の見直し	(速やかに	検討を開め	台し、平成13年度中に約	洁論)
対応の状況	措置済・措置予定	検討中		措置困難	その他
	│ │ 措置済	措	置するかる	らかを含めて検討中	
	措置予定	具任	本的措置の	り検討中	
		Ĺ			
	(実施(予定)時期:)			
/ ≐H □□ \					

質の高いサービスの効率的な提供に資する実務上の事項について見直しを行い、資産要件の緩和や自らの収益を充てることのできる事業の拡大等の運用の改善を行うこととした。各事項につき、具体的内容について検討に着手。

分 野	福祉等	意見・要望提出る	皆 個人	
項 目	社会福祉法人の資金調達手段の	多様化		
意見・要望等	社会福祉法人の独自資金での事	業展開を加速させる	るため、基本財産抵当権詞	没定の規制を緩
の内容	和してもらいたい。			
関係法令	社会福祉法第25条	共管	なし	
制度の概要	「社会福祉法人の認可について	」(平成12年1	2 月 1 日障第 8 9 0 号・	吐援第2618
	号・老発第794号・児発第9	08号)において	は、基本財産を処分し、ご	又は担保に供す
	る場合、所轄庁の承認を受けな	ければならない旨を	を定款上規定するよう指導	事している。
計画等にお	該当なし			
ける記載の				
状況				
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するか	か否かを含めて検討中	
	措置予定	具体的措置	置の検討中	
		Ĺ		
	(実施(予定)時期:)		
(説明)				

基本財産は社会福祉法第25条に規定する「社会福祉事業を行うに必要な資産」として保有され、法人存立の基礎となるものであるため、厳重な管理が要請される。従って、基本財産の担保提供制限の規制を緩和することは困難である。

分	野	福祉等	意見・要望	望提出者	個人	
項 目		社会福祉法人の評議会設置義務	の見直し			
意見・要望	望等	社会福祉法人への評議員会の設	置の義務づ	ナは負担。	となっている。また、意	思決定迅速化
の内容		のためにも、評議員会の設置に	関する義務係	付規定₫)見直しを検討してもら	いたい。
関係法	令	社会福祉法第42条		共管	なし	
制度の概	要	「社会福祉法人の認可について	」(平成 1	2 年 1 2 月	月1日障発第890号・	社援発第26
		18号・老発第794号・児発	第908号) におい	て、措置事業等を行う法	人を除き、評
		議員会を設置するよう指導して	いる。			
計画等に	お	該当なし				
ける記載	ぱの					
状況						
対応の状態	況	措置済・措置予定	検討中		措置困難	その他
		措置済	措置	置するかる	らかを含めて検討中	
		措置予定	具体	本的措置の	D検討中	
			Ĺ			
		(実施(予定)時期:)			
(説明)						

事業の継続性、安定性、公共性が求められる社会福祉法人については、理事等の執行機関を客観的立場から牽制し、業務執行の公正、法人運営の適正を図る観点から、評議員会を設置する必要性は高い。このため、評議員会の設置義務について見直しを行うことは困難である。

分 野	福祉等	意見・要望提出者	信託協会、生命保険協会	•
項 目	確定給付企業年金制度に関する規	!制緩和(キャッシ	/ュバランスプラン)	
意見・要望等	確定給付型の企業年金において、	いわゆる「キャッ	シュバランスプラン」制	度を認める。
の内容				
関係法令	確定給付企業年金法、厚生年金保	供険法 共管	なし	
制度の概要	キャッシュバランスプランは、硝	霍定給付型と確定!	処出型の双方の特長を併せ	!持つプラン
	であり、その給付額は、例えば各期	目の給与の一定額Ⅰ	こ客観的な指標に基づく和]率(国債利
	回り等)で付利したものを支給開始	時点まで累積した	総額をもとに算定される	ものである。
計画等にお	該当なし			
ける記載の				
状況				
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
			らかを含めて検討中	
	措置予定	具体的措置の	D検討中	
	(実施時期:平成14年4月)			
(説明)				

確定給付企業年金法施行令(平成13年政令第424号)により、確定給付型の企業年金に、いわゆるキャッシュバランスプランを導入することができることとしたところである。

				1.3 =	
分 野	福祉等	意見・要望	提出者	大阪商工会議所	
項 目	企業年金のポータビリティのさ	さらなる拡大	-		
意見・要望等	企業倒産や転職時における企	業年金のポ	ータビリ	ティのさらなる拡大を急	ぐべきであ
の内容	వ .				
関係法令	確定給付企業年金法		共管	なし	
制度の概要	なし				
計画等にお	【規制改革推進3か年計画(改定				
ける記載の	例えば企業倒産・転職時におけ	ける企業年金	会のボー	タヒリティの更なる拡大・	・・につい
状況	て検討すべきである。				
対応の状況	 措置済・措置予定	 検討中		 措置困難	 その他
X3 1/L3 CD 1/X 1/L	措置済 措置済	_	きするかる	明旦四報 らかを含めて検討中	(C 0)
	│		いお出置の		
	11 百 1. 亿			7 T T T T T	
(説明)	(

平成14年4月から施行された確定給付企業年金制度において、確定給付企業年金の加入者が、別の確定 給付企業年金を実施する企業に転職した場合には、規約に基づき、当該加入者に係る権利義務を、転職先の 確定給付企業年金に移転することが可能となった。

【厚生労働省】

分 野	福祉等	意見・要望	望提出者	日本労働組合総連合会	
項 目	確定給付企業年金の支払保証	制度の創設			
意見・要望等	確定給付企業年金の受給権保	護を図るたの	め、 5 年	後の見直しを待たずに支持	仏保証制度を
の内容	早急に創設すべきである。				
関係法令	確定給付企業年金法		共管	なし	
制度の概要	なし				
計画等にお	該当なし				
ける記載の					
状況					
対応の状況	措置済・措置予定	検討中		措置困難	その他
	措置済	措置	置するかる	雪かを含めて検討中	
	措置予定	具体	本的措置の	の検討中	
	(実施(予定)時期:)			
(説明)					
支払保証制度	については、関係者間で導入の是	≣非について	意見が異	なっており、引き続き検討	対することと
している。					

分	野	福祉等	意見・要望	望提出者	関西経済連合会	
項	目	厚生年金基金等から確定給付	(確定拠出)) 年金への)移行時における自由度を	高める
意見	・要望等	厚生年金基金からの移行によ	る給付引下!	ずの場合、	厚生労働省への認可申請	手続きの簡
の内	容	素化を図る。				
関係	法令	厚生年金保険法		共管	なし	
制度	の概要	厚生年金基金から確定給付企	業年金や確認	定拠出年金	会に移行する場合には、そ(の移行時(す
		なわち移行前後)に給付の引き	下げを行うる	ことは認め	りていない。	
	等にお	該当なし				
	記載の					
状況						
対応	の状況	措置済・措置予定	検討中		措置困難	その他
		│			らかを含めて検討中	
		措置予定	具作	本的措置の	D検討中	
		(実施(予定)時期:)			
/ ±∺ n□	`					

厚生年金基金は、将来支払う給付をあらかじめ約束する年金制度であり、本来、約束していた給付を引き下げることは、加入者や受給者に重大な不利益を及ぼすことから、母体企業の経営状況の悪化など、真にやむを得ない場合のみに限定的に認めているものであるが、厚生年金基金から確定給付企業年金や確定拠出年金への移行については、単なる制度の変更であり、やむを得ない場合とは言えないことから、通常の場合の引き下げと別に扱うことは困難である。なお、厚生年金基金から確定給付企業年金への移行にあたっては、代行部分以外の給付の支給に関する権利義務は、包括的に確定給付企業年金に引き継がれることとなっており、移行と同時に給付の引き下げを行うことは、原理的にあり得ない。

分 野	福祉等	意見・要望	望提出者	経済団体連合会	
項 目	厚生年金基金の加算部分にお	ける選択一明	寺金の「9	90%ルール」の廃止	
意見・要望等	「厚生年金基金の設立認可に	ついて」()	厚生労働 [:]	省年金局長通知:昭和4	1 1 年年発第 3
の内容	63号)において規定している	加算部分の遺	選択一時金	金に係る「年金給付の現	価相当額に0.
	9 を乗じて得た額」の要件を削	除すべきです	ある 。		
関係法令	厚生年金保険法		共管	なし	
制度の概要	厚生年金基金の加算部分の選	択一時金の	額は、次の	のア又はイのうち低い方	5の額を限度と
	している。				
	ア 年金給付のうち、保証期間	に相当する語	部分の現代	西相当額	
	イ 年金給付の現価相当額に0	. 9を乗じ ⁻	て得た額		
計画等にお	記載なし				
ける記載の					
状況					
対応の状況	措置済・措置予定	検討中		措置困難	その他
	措置済		置するかる	55かを含めて検討中	
	措置予定	具任	本的措置の	の検討中	
	(実施時期:平成14年4月)				
(±X □□ \					

「厚生年金基金の設立認可について」を改正し、「年金給付の現価相当額に 0 . 9 を乗じて得た額」の要件を削除し、平成 1 4 年 4 月 1 日から適用しているところ。

分 野	福祉等	意見・要望提出者	関西経済連合会	
項 目	厚生年金基金の代議員、理事	、理事長、監事の選出	出に指名制度も併用	
意見・要望等	厚生年金基金の代議員、理事	、理事長、監事の選出	出は、労働組合等からの	の指名でもよい
の内容	ことにしていただきたい。			
関係法令	厚生年金保険法第117条第	3項、 共管	なし	
	第 1 1 9 条第 2 項 ~ 第 4 項			
制度の概要	厚生年金基金の代議員の選出	方法は、その半数は	加入員において互選(追	選挙)し、その
	理事及び監事については、代議	員において互選(選	学)し、さらに理事長に	こついては、選
	任された理事のうち選挙により	選出することとなって	ている。	
計画等にお	該当なし			
ける記載の				
状況				
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するかる	雪かを含めて検討中	
	措置予定	具体的措置の	の検討中	
	(実施(予定)時期:)		
/ ≐X □□ \				

厚生年金基金は、本来国が支給すべき厚生年金を一部代行する年金事業を行う公法人であり、基金を運営する代議員、理事、理事長及び監事については、基金の構成員である事業主や加入員の意思が適正に反映され、事業の民主的かつ円滑な運営を行うことができるよう、選挙により選定することを基本としているものであり、指名制度を併用することは困難である。

分	野	福祉等	意見・要望提出者	経済団体連合会
項	目	厚生年金基金の規約の変更に	係る認可要件の見直	b
意見・	要望等	設立事業所の編入など、厚	生年金の代行部分に	係る事項以外の規約の変更は、労使合
の内容	\$	意を前提に原則として届出制	にするとともに、認	可を要する事項については、処理の迅
		速化を図る。		
		規約変更事項のうち掛金の	見直しについては、	認可を不要とし、届出があれば速やか
		に認められるよう要件を緩和	する。	
関係	法 令	厚生年金保険法第115条第2	項、第3項 共管	なし
		厚生年金基金令第2条		
制度の)概要	厚生年金基金の規約の変更を	行う場合には、事務	听の所在地の変更など、極めて軽微な
		ものを除き、厚生労働大臣の認	可を受けなければな	らない。
計画領	等にお	該当なし		
ける	記載の			
状況				
対応₫) 状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
		措置済	措置するかる	STかを含めて検討中
		措置予定	具体的措置(の検討中
		(実施(予定)時期: (実施(予定)時期:)	
. ±¥ □□ \				

厚生年金基金制度は、厚生年金の給付を一部代行するするとともに、企業独自の給付を上乗せする公的な年金制度であり、その規約については、極めて軽微な変更を除き、厚生労働大臣の認可を受ける仕組みとしている。厚生年金基金において、設立事業所の編入や掛金の見直し等代行部分に係る規約変更を行う場合の他、代行部分に係る事項以外の規約変更を行う場合においても、加入者や受給者に対し約束した給付を将来にわたって確実に行うなど、基金の適切な運営が行われるよう、極めて軽微な変更を除き、厚生労働大臣が認可する必要がある。

項 目 厚生年金基金の月例監査の四半期化 意見・要望等 厚生年金基金の監査については、月例監査を廃止して四半期監査に一本化すべきであの内容 関係法令 厚生年金保険法第120条第4項 共管 なし
の内容 関係法令 厚生年金保険法第120条第4項 共管 なし
関係法令 厚生年金保険法第120条第4項 共管 なし
│ 制度の概要 │ 厚生年金基金における監事の監査は、法120条第4項の規定に基づき、基金の業績
適正、かつ、能率的運営を図ることを目的として規定しており、その具体的な取扱い
いては、「厚生年金基金事業運営基準(昭和41年11月30日年発第549号通達
に付された「監事監査要綱」に基づき、各基金ごとに「監事監査規程」を定めている。
計画等にお 該当なし
ける記載の
状況
対応の状況 措置済・措置予定 検討中 措置困難 その
措置済 措置するか否かを含めて検討中
措置予定 具体的措置の検討中
(実施(予定)時期:

平成12事業年度より、一部月例監査項目を四半期監査項目とするなど緩和措置を講じたところであるが、今後、平成14年4月1日に施行される確定給付企業年金法の施行状況及び厚生年金基金の現状等を勘案しつつ、更なる厚生年金基金の監査について、月例監査を廃止して四半期監査に一本化するなど、措置するか否かを含めて検討して参りたい。

分 野	福祉等	意見・要望	望提出者	経済団体連合会	
項 目	厚生年金基金の決算早期化				
意見・要望等	厚生年金基金の決算を3ヶ月	程度早期化	し、基金だ	が運営上の課題等に迅速	に対応できる
の内容	よう、次の措置を講じる。				
	ア 確報値と大きな差異を生じ	ない決算デ	ータについ	ハては、速報値や合理的]に算定した推
	計値を用いることができるよ	うにする。			
	イ 決算報告書の内容・様式に	ついては、	基金の財政	政状況が把握できる必要	最小限度の事
	項のみとする。				
関係法令	厚生年金基金令第39条		共管	なし	
制度の概要	厚生年金基金における決算は	、令39条	の規定に	基づき、基金が毎事業年	度、当該事業
	年度終了後6月以内に、貸借対	照表及び損害	益計算書或	並びに当該事業年度の業	誘報告書を作
	成し、監事の意見をつけて、代	議員会に提	出し、その	の議決を得た後厚生労働	大臣に提出し
	なければならない。				
計画等にお	該当なし				
ける記載の					
状況					
対応の状況	措置済・措置予定	検討中		措置困難	その他
	措置済	措置	置するかる	55かを含めて検討中	
	措置予定	具化	本的措置の	の検討中	
	(実施(予定)時期:)			

- 1.厚生年金基金の決算報告時期を早期化する場合には、短期間に事務が集中することなどが考えられるため、基金の事務体制や受託機関とのデータの授受、決算事務に用いるデータ等をどうするか、あるいは決算報告書の簡素化や磁気媒体化など、実施に移すためには検討・整理すべき事項が多々あり、それらの問題を一つずつ解決していく必要があると考えている。
- 2.また、早期に決算結果を把握することは、基金においても行政においても、適切な対応をしていくうえで極めて重要と考えており、行政としても決算の早期化が実施できるよう努力していきたいと考えているが、各基金の協力も必要があると考えている。
- 3.今後、平成14年4月1日に施行された確定給付企業年金法の施行状況及び厚生年金基金の現状等を勘案しつつ、厚生年金基金の決算を3ヶ月程度早期化等について、措置するか否かを含めて検討して参りたい。

分 野	福祉等 意見·要望提出者 経済団体連合会
項 目	厚生年金基金の給付水準引下げに関する要件の見直しと手続きの透明化
意見・要望	「厚生年金基金の設立認可基準」中の給付水準引下げに関する前提条件(第3「年金給付
等の内容	に関する事項」七)に「それらに準じた相当の事由があると認められた場合」を追加し、例
	示列挙とすべきである。また、認可の基準等についての行政の裁量権は、必要最小限なもの
	にとどめるべきである。
関係法令	厚生年金保険法 共管 なし
制度の概要	厚生年金基金の給付水準を引き下げる場合には、厚生年金基金の設立認可基準(通知)に
	おいて、次のような事由に該当した場合に限り認可している。
	・ 母体企業において労働協約等が変更され、その変更に基づいて基金の給付設計を変更す
	る場合
	・ 母体企業の経営状況が、債務超過の状態が続く見込みであるなど著しく悪化している場
	合
	等
計画等にお	該当なし
ける記載の	
状況	
対応の状況	措置済・措置予定 検討中 措置困難 その他
	措置済 措置済 措置するか否かを含めて検討中
	措置予定 具体的措置の検討中
	(実施(予定)時期:)
/ <u>≐</u> H □	

厚生年金基金は、将来支払う年金を予め約束する年金制度である。本来、約束していた給付水準を引き下げることは、加入者や受給者に不利益(労働条件の不利益変更に該当)となることから、母体企業の経営状況の悪化など、真にやむを得ない事情のある場合のみ限定的に認めているものであり、現在の要件をさらに緩和することは困難である。

分 野	福祉等	意見・要望提出者	経済団体連合会
項 目	厚生年金基金間の権利義務の	移転・承継に関する第	条件緩和
意見・要望等	厚生年金基金間の権利義務の	移転・承継の場合に	は、移転する側の基金の代議員の4分
の内容	の3以上の多数による議決と脱	退事業所以外の設立	事業所に係る代議員の4分の3以上の
	同意という現在の要件を緩和す	べきである。	
関係法令	厚生年金保険法第144条の	2 第 4 項 共管	なし
制度の概要	厚生年金基金間の事業所単位	での権利義務の移転	・承継の場合には、移転する側の基金
	の代議員の定数の4分の3以上	の議決に加え、脱退	事業所の事業主の全部の同意、脱退事
	業所に使用される加入員の2分	の1以上の同意及び	脱退事業所以外の事業所に係る代議員
	の4分の3以上の同意を要件と	している。	
計画等にお	該当なし		
ける記載の			
状況			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難その他
	措置済	措置するかる	雪かを含めて検討中
	措置予定	具体的措置(の検討中
	(実施(予定)時期:)	

厚生年金基金の設立事業所が、基金を脱退し別の基金に権利義務を移転する場合には、脱退した基金の年金資産の一部を移転先の基金に移換することとなり、移転する基金にとっては年金資産の減少、承継する基金にとっては将来給付すべき年金額が増加することとなり、それぞれの基金の財政運営等に重大な影響を及ぼすこととなるため、厚生年金基金の合併や分割と同様に、代議員の定数の4分の3以上の多数による議決を要件としている。また、権利義務が移転される事業所や加入者が、基金全体でみた場合に少数である等の場合には、少数の者の意思にかかわらず、不当に権利義務が移転されることも想定されることから、少数の者の受給権を保護する観点から、脱退事業所以外の設立事業所に係る代議員の4分の3以上の同意等を要件としているところであり、これらの理由により、本要件を緩和することは困難である。

分 野	福祉等	意見・要望提出者	経済団体連合会	
項 目	厚生年金基金間における権利	義務移転に関する要件	‡の見直し	
意見・要望等	厚生年金基金間の権利義務の	移転について、加入を	音単位の移転を認めるべきで	ある。
の内容				
関係法令	厚生年金保険法第159条第	1項 共管	なし	
制度の概要	厚生年金基金については、中	途脱退者の給付を通	算する組織として厚生年金基	金連合会
	が設立されている。			
計画等にお	該当なし			
ける記載の				
状況				
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するかる	らかを含めて検討中	
	措置予定	具体的措置の	D検討中	
		Ĺ		
	(実施(予定)時期:平成14	年 4 月)		
(≐X □□ \				

確定給付企業年金法施行令(平成 13 年政令第 424 号)により、確定給付企業年金の加入者について、別の確定給付企業年金を実施する企業に転職した場合には、当該加入者に係る権利義務を、転職先の確定給付企業年金に移転することができるよう措置したところであるが、厚生年金基金については、中途脱退者の給付を通算する組織として厚生年金基金連合会が設立されていること等をかんがみ、同様の措置は講じてないところである。

			F 13	
分 野	福祉等	意見・要望提出者	経済団体連合会	
項 目	厚生年金基金における遺族ー	時金給付の対象者要件	‡の見直し	
意見・要望等	厚生年金基金の加入員や受給	権者が死亡した場合	こ、その遺族が死亡した	者と生計同一
の内容	であったか否かにかかわらず、	厚生年金基金の遺族・	一時金を支給できるよう	にすべきであ
	る。			
関係法令	厚生年金基金令第26条第2項	共管	なし	
制度の概要	平成14年4月1日の改正前	の厚生年金基金の死す	亡一時金は、加入員又は	加入員であっ
	た者の配偶者、子、父母等であ	って、その者の死亡の	の当時その者と生計を同	じくしていた
	ものに支給するものとされてい	た。		
計画等にお	該当なし			
ける記載の				
状況				
) I II >		14.51.1		- - <i>n</i>
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	│		らかを含めて検討中 	
	┃┃ 措置予定 ┃┃	具体的措置の	D検討中	
		C		
	(実施時期:平成14年4月)			
/ 甾明 /				

厚生年金基金令等の一部を改正する政令(平成 13 年政令第 423 号)により、厚生年金基金の支給する死亡一時金は遺族給付金に統合された。これとともに、遺族給付金の支給対象者である遺族のうち、死亡した者の配偶者、子、父母、孫、兄弟姉妹については、生計が同一か否かにかかわらず、遺族給付金を支給することができるように措置したところである。

				▶ /=	上刀围日
分 野	福祉等	意見・要望	望提出者	経済団体連合会	
項 目	厚生年金基金の代行部分と企	業加算部分の	D分離裁別	足の容認	
意見・要望等	厚生年金基金の受給権につい	て、代行部分	分と企業が	n算部分の2つに分割し	/、それぞれ裁
の内容	定することが可能となるよう認	めるべきであ	うる 。		
関係法令	厚生年金保険法		共管	なし	
制度の概要	厚生年金基金は、本来国が支	給すべき厚質	生年金を	−部代行しており、こ <i>α</i>	代行部分と企
	業が独自に上乗せする加算部分	が一体となっ	って運営	されていることから、糸	合付の裁定に当
	たっては、代行部分と加算部分	とを区分して	ていない。		
計画等にお	該当なし				
ける記載の					
状況					
対応の状況	措置済・措置予定	検討中		措置困難	その他
	措置済	措置	置するかる	らかを含めて検討中	
	措置予定	具体	本的措置の	D検討中	
		Ĺ			
	(実施(予定)時期:)			
(説明)					

厚生年金基金は、本来国が支給すべき厚生年金の代行部分と、企業が独自に上乗せする加算部分が一体となって運営することを前提とし、厚生年金などの公的年金と同等の権限や税制が認められている年金制度であり、代行部分と加算部分を区分して裁定することは困難である。

分	野	福祉等	意見・要望提出者	経済団体連合会	
項目		厚生年金基金に係る業務報告	書の提出頻度の見直	しと報告書様式の簡素	化
意見・要	望等	業務報告書の作成・提出頻度	を四半期毎から半年	毎とするとともに、年	度分の報告書の
の内容		様式を簡素化すべきである。			
関 係 法	令	厚生年金基金規則第56条	共管	なし	
制度の概	既要	基金は、毎年三月、六月、九	L月及び十二月の末日	にける各四半期ごとの	業務についての
		報告書を作成し、それぞれ翌月	十五日までに、厚生	労働大臣に提出しなけれ	ればならない。
計画等	にお	なし			
ける記	載の				
状況					
対応の∜	犬況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
		措置済	措置するか	否かを含めて検討中	
		措置予定	具体的措置	の検討中	
			Ĺ		
		(実施(予定)時期:)		

近年、母体企業の経営悪化、雇用の流動化など基金を取り巻く環境はさまざまな問題が多く、こうした環境によって、基金の財政状況(積立不足の状況等)や保険料の額などに影響することとなる。厚生年金基金は、本来国が支給すべき厚生年金を一部代行していることから、適正な業務執行を行う必要があり、国としても四半期ごとに当該業務報告書により基金の業務の執行状況を適切に把握する必要があるため措置困難である。

厚生年金基金は、厚生年金基金規則第56条の規定により、毎事業年度の各四半期ごとにその業務 の執行状況を厚生労働大臣に報告することとされており、当該報告については、既に平成11事業年度より事務の合理化及び簡素化を行い必要最小限の報告内容としている。

分 野	福祉等	意見・要望提出者	経済団体連合会
項 目	受給者のデータ照会に関するオ	ンライン化の推進	
意見・要望等	受給者にかかるデータ照会に	ついて、社会保険業績	務センターとのオンライン化を推進す
の内容	べきである。		
関係法令	厚生年金基金が年金給付費の	の政府負担 共管	なし
	を受ける場合の被保険者期間領	等の確認方	
	法について		
	(平成5年3月24日企国発第	4 7 号)	
制度の概要	厚生年金基金は、代行部分に	係る政府負担金の申	請にあたって、受給者の給付額を算定
	するため、厚生年金基金連合会	を経由し、社会保険	業務センターへ受給者の厚生年金にか
	かる被保険者記録を照会・入手	して受給資格要件を研	筆認している。
計画等にお	なし		
ける記載の			
状況			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	措置済	措置するかる	らかを含めて検討中
	措置予定	具体的措置の	D検討中
(† V P F)	(実施(予定)時期:)	

厚生年金基金に係る政府負担金の申請に必要な情報の照会については、提供媒体(紙ベース 磁気テープ 化)や情報提供サイクルの見直しにより、迅速化を図ることについて、関係団体と調整の上、措置するか否 かを含めて検討予定。

担当局課室等名┃年金局企業年金課国民年金基金課、社会保険庁

分	野	福祉等	意見・要望	星提 出 者	経済団体連合会	
項	目	社会保険庁による裁定未請求	者の住所情報	日の提供		
意見·	要望等	国から支給される年金の裁定	∄	こが、厚雲	生年金基金への裁定が未	請求である者
の内容	容	の住所情報について、社会保険	庁から情報を	得られる	るよう認めるべきである。	1
関係	法 令	厚生年金保険法第134条		共管	なし	
制度(の概要	国から支給される厚生年金(2階部分)(の裁定請え	求は行ったが、厚生年金	基金(3階部
		分)への裁定が未請求である者	の中には、原	厚生年金	基金において住所情報を	把握しきれて
		いない場合もあるが、現在そう	した者の住戶	所情報に つ	ついて、国から各厚生年	金基金に情報
		提供していない。				
		また厚生年金基金が支給する	年金給付及び	バー時金だ	こる給付を受ける権利は、	あくまでも、
		その受給権を有する者の請求に	基づいて、基	基金が裁定	Eすることとされている。	,
計画	等にお	なし				
ける	記載の					
状況						
対応の	の状況	措置済・措置予定	検討中		措置困難	その他
		措置済	措置	置するかる	らかを含めて検討中	
		措置予定	具位	▶的措置の	の検討中	
			L			
		(実施(予定)時期:)			
(説明))					

このような情報を提供することについて、規制はなく、規制改革の要望とは考えられない。

担当局課室等名 年金局企業年金国民年金基金課、社会保険庁

分 野	福祉等	意見・要望提出者	経団連	
項 目	国民年金・厚生年金保険老齢	給付裁定請求書の簡素	素化	
意見・要 望等	裁定請求書の項目のうち、履	歴など社会保険事務局	新が把握している事	事項については、本
の内容	人記入とせず確認で済ませるな	どの簡素化を認め、記	己入者負担の軽減を	図るべきである。
関係法令	国民年金法第16条、国民年金	法施行規則第16条	共管	なし
	厚生年金保険法第33条、厚生	年金保険法施行規則第	第30条	
制度の概要	国民年金・厚生年金保険老齢	年金を請求しようと	する者は、裁定請求	
	生年金保険であった期間を記載	し、社会保険庁長官Ⅰ	こ提出、年金を裁定	ますることとされて
	いる。			
計画等にお	該当なし			
ける記載の				
状況				
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するか♂	らかを含めて検討中	1
	措置予定	具体的措置の	の検討中	
		L		
	(実施(予定)時期:)		

年金を適正に裁定・支給するためには、本人の職歴の申し立てと当庁の保有する被保険者記録とを突合し、 被保険者期間に係る記録を正確に洩れなく把握することが重要である。

ご要望にあるような当庁の保有する記録について、本人が確認をする方法では、例えば、複数の記号番号を有している者については、本人の申し立てる職歴と一致していない場合、当該者に先入観を与え、加入期間が洩れている場合に見過ごす可能性が高くなり、かえって被保険者・受給者に不利益を生じさせる事態になりかねないため、慎重な検討が必要。

なお、年金の裁定請求書については、電子政府の構築の方針を受け、当庁においても、平成15年度より、インターネットによる届出を可能とすべく検討中であり、これによって、被保険者の負担の軽減が図られるものと考えている。

担当局課室等名 社会保険庁運営部年金保険課 社会保険業務センター

分 野	福祉等	意見・要望提出者 経過	 団連	
項目	厚生年金保険の届出事務の簡	素化		
意見・要望等	住所の変更届出については、	変更の都度届出を行うの	ではなく、年に一月	度磁気テープ等
の内容	で届出を行えば足りるようにす	べきである。		
関係法令	厚生年金保険法施行規則第6条	の 2 、第 2 1 条の 2	共管	
制度の概要	事業主は、被保険者の資格取	得届に当該者の住所を記載	載して届出すること	ことなっており、
	被保険者は、その住所を変更し	たときは、事業主に申し	出なければならず、	、申出を受けた
	事業主は、速やかに社会保険事	務所長等に厚生年金保険	被保険者住所変更	届を届出しなけ
	ればならないこととしている。			
計画等にお	該当なし			
ける記載の				
状況				
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	/ 措置するか否かる	を含めて検討中	
	措置予定	具体的措置の検討	討中	
	(実施(予定)時期:)		

分立する年金制度ごとに年金番号を付し、それぞれの制度ごとに記録管理を行うことによる弊害を解消するために、各制度間を通じ一人につき一番号が付番される「基礎年金番号」を導入した。

また、退職・再就職の際に本人が年金手帳を紛失していたり、基礎年金番号を忘れていたりすることによる、新たな基礎年金番号の付番を防止するために、過去の被保険者記録との照合・調査を行い、本人特定を容易に行うことができるように「氏名、生年月日、性別」に加え新たに「住所」を管理することとした。

ご要望にあるように、住所変更について年1回の届出にすると、必ずしも直近の住所が管理できないため、 退職の際に、被保険者種別変更に係る届出漏れ防止のための勧奨が困難になること

再就職の際に、的確な照合・調査が行えないため基礎年金番号を複数有する被保険者の新たな発生につながるおそれがあり、記録を的確に確認できないことによって、将来の年金額に反映されなくなることなどの不利益を被保険者に生じさせる事態となりかねないため、措置は困難である。

なお、住所変更届の届出については、電子政府の構築の方針を受け、当庁においても、平成15年度より、インターネットによる届出を可能とすべく検討中であり、これによって、事業主の負担の軽減が図られるもものと考えている。

担当局課室等名┃社会保険庁運営部年金保険課

分 野	福祉等	意見・要望提出者	経団連	
項 目	社会保険事務所の情報処理シ	ステムの改善		
意見・要望等	社会保険事務所の厚生年金保	険一括適用事業所に	係る情報処理システ	ムを至急に更新す
の内容	べきである。			
関係法令	厚生年金保険法第8条の2、第	8条の3 厚生年金係	呆険法施行規 共 ³	管 なし
	則第 15 条、第 18 条、第 19 条、	第 21 条の 2、第 22 第	条、平成7年	
	11 月 9 日庁保険発第 24 号通知	「厚生年金保険一括道	適用の取扱い	
	について」			
制度の概要	厚生年金保険の一括適用の承	認を受けた事業主は、	、被保険者資格取得	届、被保険者資格
	喪失届、被保険者報酬月額算定	基礎届、被保険者報	酬月額変更届及び被	保険者住所変更届
	を届出する場合、届書に記載す	べき事項を記録したの	磁気テープ等を社会	保険事務所長等に
	提出することによって行う。			
計画等にお	該当なし			
ける記載の				
状況				
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するかる	STかを含めて検討中	新しい情報
	措置予定	具体的措置の	の検討中	処理システム
				を構築
	(実施(予定)時期:)		

当庁では、事業主、被保険者及び受給者が行う届出等について、電子政府の構築の方針を受け、平成15年度より、インターネットによる届出を可能とすべく検討中であり、これによって、事業主、被保険者及び受給者の負担の軽減が図られるものと考えている。

また、磁気媒体による届出についても、規制緩和推進3カ年計画に基づき、届出における事業主の負担軽減の観点から、届出件数が多く、事業主の事務負担が大きい届書について、磁気媒体による届出を可能とする新しい情報処理システムを構築するとともに、平成14年3月26日に「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成14年厚生労働省令第32号)」を公布し、平成14年6月1日に施行であり、これにより既に一括適用の承認を受けている事業主については、いつでも新しい情報処理システムに切り替えることが可能となる。

なお、オープンリール型磁気テープについては、市場縮小の傾向があることから、これに代わるカートリッジ型磁気テープ等の導入を図るべく、現在検討を行っており、従来の情報処理システムにおいても同様 に検討を行っているところである。

担当局課室等名│社会保険庁運営部年金保険課、社会保険業務センター総務部企画調整課

分 野	福祉等	意見・要望提出者	関西経済連合会
項 目	厚生年金関係の届出・書類保存の)電子データ化	
意見・要望等	磁気媒体による届出を一括適用	事業所のみでなく-	- 般事業所においても拡大する。
の内容			
関係法令	厚生年金保険法第98条、厚生年	金法施行 共管	なし
	規則第15条、18条、19条、	2 1 条の	
	2、22条		
制度の概要	厚生年金保険の適用は、本社、	支社等の個々の事業	業所単位で行われるが、本社等におい
	て給与事務、人事管理等を集中的	りに行っている事業を	所については、事業主の届出事務の軽
	減等を図る観点から、社会保険点	庁長官の承認に基づる	き、複数の事業所を1つの事業所とし
	てみなす一括適用事業所として、	適用できることとし	している。
	一括適用事業所からの資格取得	尋届、資格喪失届等Ⅰ	こついては、磁気媒体による届出とし
	ているところである。		
計画等にお	厚生年金保険被保険者資格取得	寻届、資格喪失届等(の磁気媒体による届出について、一般
ける記載の	事業所でも行えるよう所要の措置	፤を講ずる 。	
状況			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	措置済	措置するか否だ	かを含めて検討中
	措置予定	具体的措置の根	食 討中
	(実施予定時期:平成14年6月])	
∠ ±¥ □□ >		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	

一括適用事業所以外の事業所における磁気媒体による届出については、平成14年3月26日に「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成14年厚生労働省令第32号)」を公布し、平成14年6月1日に施行。

担当局課室等名 社会保険庁運営部年金保険課

分 野	福祉等	意見・要望提	出者	経済団体連合会、関西経済	斉連合会
項目	標準報酬月額の随時改定見直し	(随時改定の廃	止)		
意見・要望等	健康保険、厚生年金における標	準報酬月額の改	定にて	ついて、随時改定を廃止し	、定時決定
の内容	に一本化する。				
関係法令	健康保険法第3条第4項		共管	なし	
	厚生年金保険法第23条				
制度の概要	健康保険、厚生年金の被保険	者の標準報酬に	つい	ては、原則として被保険者	が毎年8月
	1日において、現に使用される	事業所において	5 、 5 、	6、7月の3か月に受け	た報酬の総
	額をその期間の月数で除して得	た額を報酬月額	きとして	て標準報酬を決定し(定時	決定)、そ
	れをその年の10月から翌年9	月までの1年間	適用で	することとしているが、継	続した3ヶ
	月間に被保険者の報酬に著しい	変動が生じた場	合にし	は、その3ヵ月の報酬を基	礎に標準報
	酬を改定し(随時改定)、報酬	の変動の生じた	翌月か	いら適用することとなってに	1る。
計画等にお	なし				
ける記載の					
状況					
対応の状況	措置済·措置予定	検討中		措置困難	その他
	措置済	措置す	るかる	らかを含めて検討中	
	措置予定	具体的措置の検討中			
	(実施(予定)時期:	()			

応能負担を採っている健康保険、厚生年金制度における保険料は、本来的には被保険者の実報酬を基礎に保険料を算定すべきものであるが、多数の被保険者を対象とし、大量の事務を処理する上で正確迅速を期する観点から、標準報酬制を採用しているものである。随時改定制度は、標準報酬に大きな変動があった場合に、被保険者の標準報酬を実態に近づけるためのものであり、これを廃止することは、制度の趣旨に反し、困難である。

担当局課室等名┃保険局保険課、年金局年金課

分	野	福祉等	意見・要望提出者	大阪商工会議所	
項	目	国民年金の公費負担化			
意見・	要望等	負担の不公平の是正するために国民年金の公費負担化を行う。			
の内容	<u>\$</u>				
	法 令	国民年金法	共管	なし	
制度の	り概要	現在、国民年金給付費に占める	国庫負担の割合は、	3分の1である。	
학교	<u>~ - +</u>	 特になし			
	等にお記載の	行になり			
状況	単り				
1/\ <i>I</i> /L					
対応ℓ	D 状況	 措置済・措置予定	 検討中	 措置困難	その他
		措置済	∫ 措置するかる	らかを含めて検討中	
		措置予定	具体的措置の	D検討中	
		(実施(予定)時期:)		
(説明))				
国民年金	金の公費	負担化は規制改革に関する意見る	とは考えられない。		
中平	引課室等	名 年金局年金課			

				3 = 73 = 1
分 野	福祉等	意見・要望提出者	日本商工会議所、東京	商工会議所
項 目	社会保障制度間の有機的連携と	非効率の是正		
意見・要望等	「社会保障個人会計」の具体	化にあたっては、制力	度の透明性とプライバ え	シー保護に十分
の内容	注意しながら、国民の理解を高	めると同時に、制度	間の機能分担の見直しる	ヒ有機的な連携
	をはかることにより、社会保障	費用の無駄や制度の	非効率を是正し、真にす	支援を必要とす
	る者に対する保障を充実させる	観点が重要である。		
関係法令	なし	共管	なし	
制度の概要	「社会保障個人会計(仮称)」	については、下記の	とおり、「今後の経済則	才政運営及び経
	済社会の構造改革に関する基本	方針」(平成 13 年 6	月 26 日閣議決定)に記	記載されたとこ
	3.			
計画等にお	「今後の経済財政運営及び経	済社会の構造改革に関	関する基本方針」(平成	13年6月26
ける記載の	日閣議決定)			
状況	・ 第3章2.(1)「社会保	障は年金、医療、介護	護が主要な3本柱である	る。これらの制
	度の最も効率的な組合せを行	い、重複給付の是正	や機能分担の見直しを過	進め、公平で、
	総合的にみて老後の生活の基	本的な保障が確保され	ηる制度を構築する。 」	
	2.(3)「ITの活用に	より、社会保障番号	制導入とあわせ、個人し	ノベルで社会保
	障の給付と負担が分かるよう	に情報提供を行う仕	組みとして、「社会保障	章個人会計(仮
	称)」の構築に向けて検討を	進める。」		
	・ 第3章2.(1)(2.(3)と同旨)		
	「改革工程表」「社会保障」	にも上記と同様の訂	己載あり。	
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するかる	らかを含めて検討中	
	措置予定	具体的措置の	の検討中	
	(実施(予定)時期:)		
. +4 -5				

当該意見・要望は規制改革に関する意見・要望ではない。

なお、社会保障制度改革については、政府・与党社会保障改革協議会において策定した「社会保障改革大綱」に基づき、社会保障審議会等において審議中である。

また、「社会保障個人会計(仮称)」については、米国、シンガポール、スウェーデン等における「社会保障個人会計(仮称)」類似の制度、社会保障番号制度に関する調査を実施中である。

担当局課室等名┃政策統括官付社会保障担当参事官室